

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1 制限区域（移動制限区域及び搬出制限区域）の設定

県畜産課は、第5の2により豚等が本病の患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、家畜等の移動及び家畜集合施設の開催等の制限を行うため、制限区域を設定し、告示する。制限区域は、原則として、動物衛生課と協議の上、その範囲を設定する。

制限を徹底させるため、地域住民、警察署等の関係者への的確な説明を行い、理解と協力を得た上で、迅速かつ効果的に実施する。

制限の対象：生きた豚等、移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採材され、区分管理されていたものを除く）、豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具〔本編p103〕 **国指針第9の4**

移動制限：対象物を農場から動かすことができない

搬出制限：対象物を区域から外に出すことができない

（1）移動制限区域〔本編p100〕 **国指針第9の1の(1)**

ア 区域の範囲

（ア）県畜産課は、第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径3km以内の区域について、家畜等〔制限の対象：本編p103〕の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第5の2の病性の判定前であってもCSFである可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

（イ）県畜産課は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかである場合、又は第4の5の（1）のクに掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、周辺の農場数、豚等の飼養密度に応じ、半径3kmを越えて移動制限区域を設定する。この場合、県全体又は県を含めた関係県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。

（2）搬出制限区域〔本編p100〕 **国指針第9の1の(2)**

ア 区域の範囲

（ア）県畜産課は、原則として、発生農場を中心とした半径10km以内の移動制限区域に外接する区域について、家畜等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。なお、（1）のアの（イ）の場合には、移動制限区域の外縁から7km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

（3）家畜市場又はと畜場で発生した場合 **国指針第9の1の(3)**

県畜産課は、家畜市場又はと畜場に所在する豚等が、第5の2により患畜又は疑似患畜と判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

ア 当該家畜市場又はと畜場を中心に、原則として半径1km以内の区域について、移動

制限区域として設定する。

イ 当該豚等の出荷元の農場を中心として、原則として（１）及び（２）と同様に、制限区域を設定する。

（４）制限区域の設定方法 **国指針第９の１の（４）**

ア 移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

イ 制限区域が隣接県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該県の間で十分に協議を行う。

ウ 制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

（ア）制限区域内の豚等の所有者、市町村及び関係機関への通知

（イ）報道機関への公表等を通じた広報

（ウ）主要道路と移動制限区域及との境界地点での標示

（５）制限区域設定に係るその他の留意事項

ア 制限区域については、県畜産課はその設定に関し、その都度関係機関に通知するとともに、報道機関等を通じて広報し、その境界の主要道路にその旨を標示する。

イ 主要幹線道路等に必要な消毒ポイントを設置し、家畜防疫員の指示に基づき飼料運搬車両等の畜産関連車両に対する消毒を実施する。

ウ 県畜産課は制限の履行の監視及び消毒ポイントの円滑な運用を図るため、運送業者へ制限区域を通知し、次の指導事項について協力を要請する。

（ア）畜産関係車両は、制限区域は可能な限り通過しない。

（イ）運搬ルート決定に当たって、必ず消毒ポイントを通過する。

（ウ）制限区域内に飼料を運搬する際には、中継基地を設け、制限区域内専用車両を用いるよう検討する。

エ 農場、と畜場等は関係する車両の運搬ルートや消毒ポイント通過の確認を徹底する。

（６）公共交通機関等

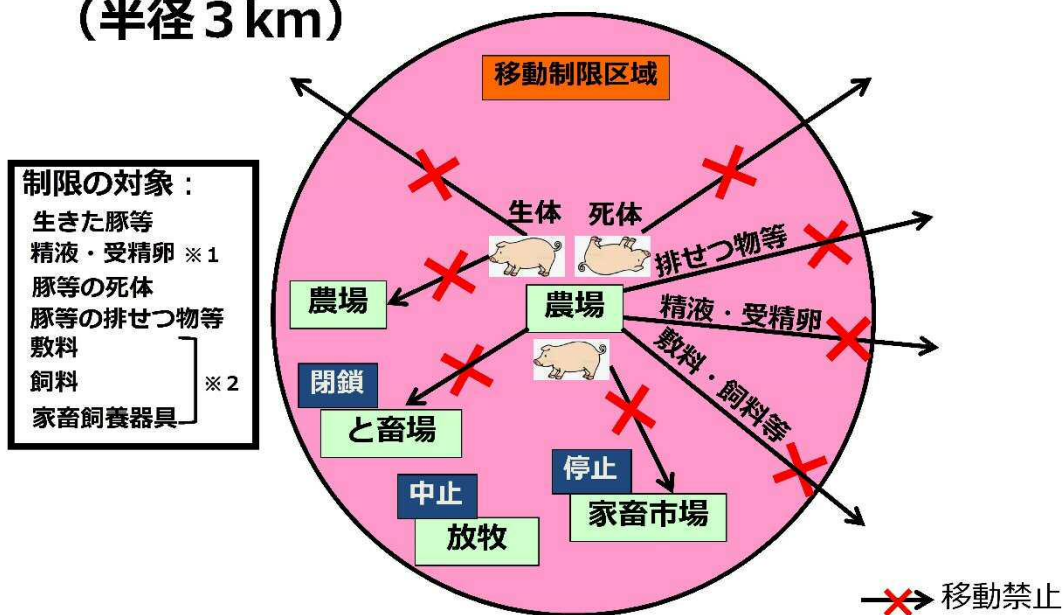
ア 制限区域内に、鉄道、空港、港を含む場合、県対策本部はこれらの施設を管理する者と協議する。

イ 制限区域内を高速道路が横断する場合、県対策本部は区域内に存在する各インターチェンジにおける消毒マットの設置等による車両消毒の実施を高速道路等の道路管理者に要請する。

また、インターチェンジ付近の主要幹線道路に消毒ポイントを設置し、高速道路へ進入する畜産関係車両の消毒を徹底して行う。

移動制限区域 (半径3km)

➤ 農場等から制限対象物を動かすことはできない

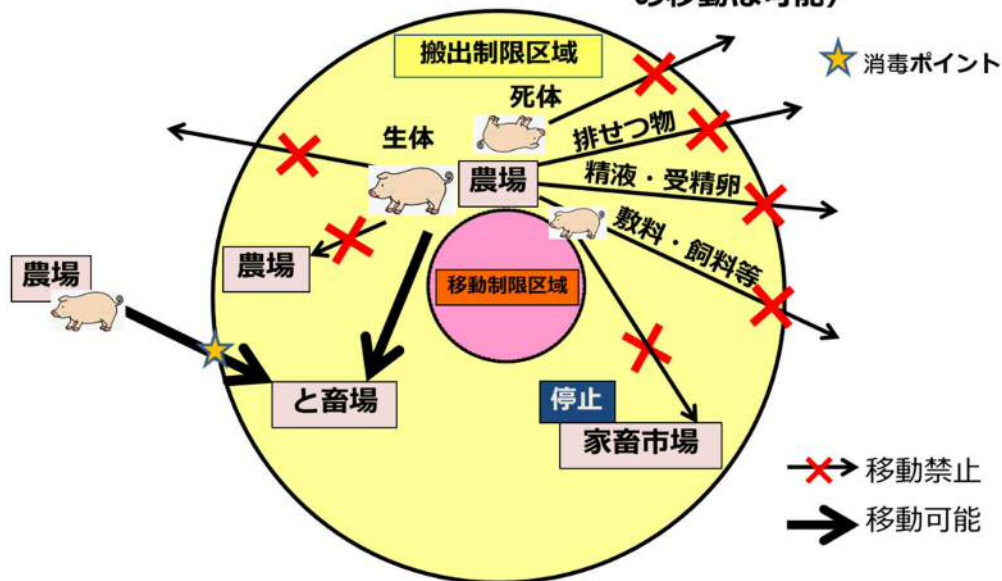


※1：精液及び受精卵：移動制限区域内で採取されたもの（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く）

※2：敷料，飼料及び家畜飼養器具：（農場以外からの移動を除く）

搬出制限区域 (半径10km)

➤ 制限区域から対象物を出すことはできない
(対象物の搬出制限区域内の移動は可能)



2 制限区域内の家畜の所有者等への周知

(1) 豚等の所有者への連絡 **国指針第9の1の(5)**

県は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

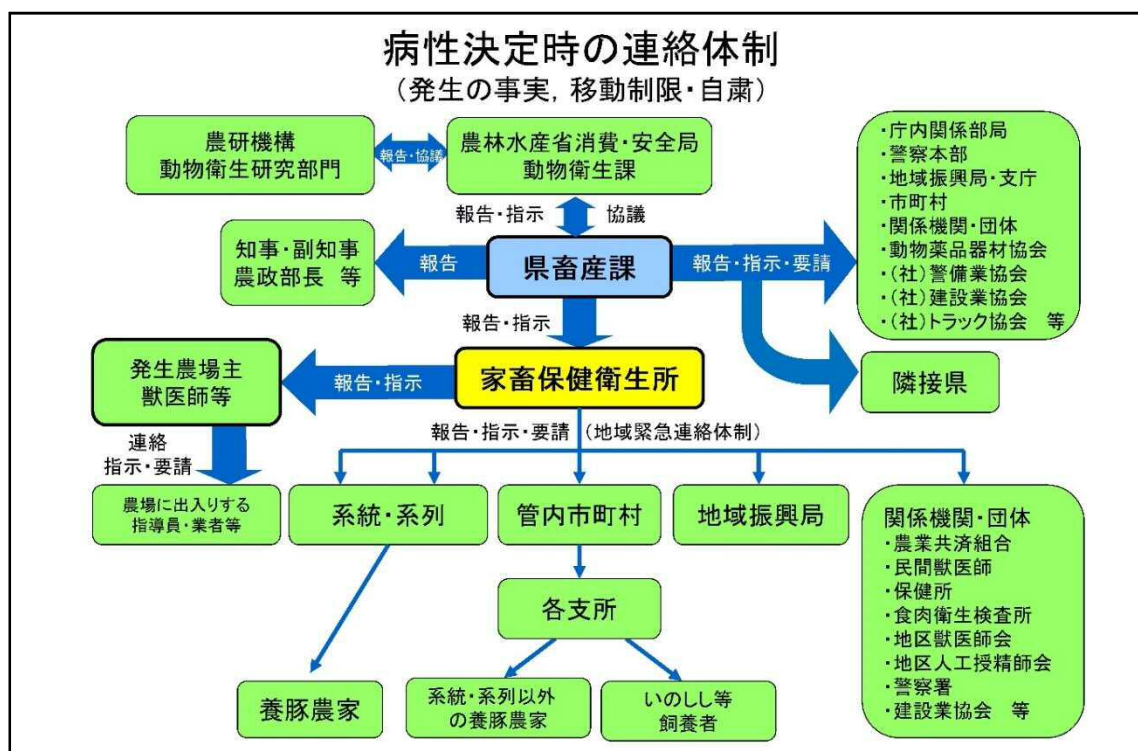
制限区域内の農場等に対しては、より迅速に情報を提供することが本病のまん延防止を図る上で極めて重要である。

(2) 制限区域内の農場への指導 **国指針第9の1の(6)**

県は、制限区域の設定を行った場合は、制限区域内の全ての豚等の所有者に対し、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第52条の規定に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、制限区域が解除されるまで報告するよう求める。

また、各関係機関及び団体は事前に緊急連絡網を作成し、病性決定時には連携の上、速やかに制限区域内の全ての豚等飼養農場へ次のことを周知する。

- ア 発生の概要
 - イ 制限区域内の農場であること
 - ウ 今後の検査スケジュール等の防疫措置
 - エ 制限内容
 - オ 毎日の健康観察の徹底と、いのしし等の野生動物侵入防止等の飼養衛生管理の徹底
 - カ 農場の出入口に踏込消毒槽の設置確認
 - キ 農場内に入る車両及び機材等の入退場時の消毒の徹底
- この他に指導すべき事項については、次の留意事項 [本編 p102] に記載する。



【留意事項】 制限区域内における指導事項 国留意事項 51

家畜防疫員は、制限区域内において、次に掲げる事項について関係者への指導を行う。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視する。

- 1 法第 52 条の規定に基づく報告徴求において、県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、この他に必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求める。
 - (1) 死亡した豚の頭数、死亡豚がいる場合には、①死亡豚の位置（豚舎名及び豚房の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること
 - (2) 死産した子豚の頭数
 - (3) 分娩した子豚の頭数
 - (4) 農場から出荷した豚の頭数
 - (5) 農場に導入した豚の頭数
 - (6) 死亡豚の同居豚の臨床所見
- 2 豚等の飼養場所への関係者以外の者の出入りを自粛するとともに、関係者であっても入出場の回数を最小限にする。
- 3 全ての車両、人の入退場時の消毒を徹底する。
- 4 飼料運搬時の運搬車の消毒、運搬経路の検討、飼料受渡し場所の制限等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、運搬経路を記録する。
- 5 獣医師が家畜の診療を行う場合、携行する器具及び薬品は最小限のものとするとともに、消毒又は廃棄が容易な診療衣、診療器具等を着用又は使用し、農場入退場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底する。また、診療車両の農場敷地内への乗入れ自粛等の病原体拡散防止措置を徹底するとともに、診療経路を記録する。
- 6 死亡獣畜取扱場、化製場及びと畜場における入退場車両の消毒を徹底する。
- 7 野生いのししと豚等の接触が想定される地域にあっては、接触防止のための畜舎出入口の囲障を設置するとともに、豚等の飼養場所における飼料等は、いのしし等の野生動物が接触しないように隔離及び保管する。
- 8 野生生物担当部局に対し、野生いのししの死体（狩猟によるものも含む。）は、焼却、埋却等により適切に処理することとし、現場に放置しないよう、猟友会等の関係者へ協力を要請するよう依頼する。

3 制限区域の変更

(1) 制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が想定される場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

(2) 制限区域の縮小

発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限定的なもの

となっていることが明らかになったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径1kmまで縮小することができる。その際、併せて、移動制限区域の外縁から7km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

4 制限区域の解除 国留意事項 52

制限区域は、次に掲げる区域の区分ごとに、それぞれ当該区分に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

なお、分離されたウイルスの性状、病原性等から、豚等が明確な臨床症状を示さない場合等においては、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、必要に応じて、清浄性確認検査の後、移動制限区域の解除前に検査を追加する。

(1) 移動制限区域

ア 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条の規定に基づくと殺、法第21条の規定に基づく死体の処理、法第23条の規定に基づく汚染物品の処理及び法第25条の規定に基づく畜舎等農場の消毒（1回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後17日（発生状況及びウイルスの性状分析等の結果から、抗体産生まで、17日以上要すると考えられる場合は、30日を越えない範囲内で動物衛生課と協議して定める日）が経過した後に実施する第12の2（2）の清浄性確認検査により、全て陰性を確認すること。

イ 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後28日が経過していること。

(2) 搬出制限区域

(1)のアで行う第12の2の（2）の清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

5 制限の対象 国指針第9の4

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 生きた豚等
- (2) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- (3) 豚等の死体
- (4) 豚等の排せつ物等
- (5) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

6 制限の対象外 国指針第9の5

(1) 移動制限区域内の豚等との畜場への出荷 国指針第9の5の(1)

ア 次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の豚等について、県畜産課は、

動物衛生課と協議の上、第10の3により事業を再開した移動制限区域内のと畜場に出荷させることができる〔様式・資料編p45～48〕。

(ア) 当該農場について、第12の2の(1)の発生状況確認検査により陰性が確認されていること。

(イ) 出荷しようとしている豚等又は当該豚等と同一の畜舎の豚等について、出荷日から遡って3日以内に採材した検体がPCR検査又は蛍光抗体法により陰性と確認されていること。

【留意事項】と畜場へ出荷する農場の要件及び出荷のためのPCR検査、蛍光抗体法の検体数 **国留意事項53**

1 出荷計画及び搬入経路（原則、他の農場付近の通行を避け、他の畜産車両が利用しないルートを設定すること。）を家保に提出する。

2 出荷前日、農場主等は、過去1週間の農場全体の豚の死亡頭数及び健康状態（食欲不振、元気消失、流死早産、肺炎、治療状況等）及び出荷前日の出荷豚の健康状態、体温測定すること。また、出荷日から遡って3日以内に出荷豚から25頭（25頭に満たない場合は全頭）を抽出してPCR検査を実施し、当該結果を家保に提出、出荷許可を得る。

なお、検査の実施にあたっては、「豚熱の診断マニュアル」を参考にする。

3 出荷当日、出荷予定の豚房の豚の健康観察を行い記録し、保管すること。異状がない場合は、出荷し、死亡、元気消失、うずくまり等、豚の異常があった場合は、速やかに家保に連絡し、必要な検査を受ける。

4 農場に動力噴霧器を設置し、豚の積込み前後の荷台及び車両全体の消毒、運搬車両の入退場時の消毒を徹底する。

5 出荷豚を載せた車両は、移動制限区域内に設置された臨時消毒ポイントを通り、家畜防疫員による臨床検査及び車両の消毒状況の確認を受ける。

イ 豚等の移動時には、次の措置を講ずる。

(ア) と畜をする当日に移動させる。

(イ) 移動前に、臨症的に農場の豚等に異状がないか確認する。

(ウ) 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

(エ) 荷台は体液等の漏出防止措置を講じる。

(オ) 車両は、他の豚等の飼養場所を含む関連施設に進入しない。

(カ) 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

(キ) 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

(ク) 移動経過を記録し、保管する。

(2) 搬出制限区域内の豚等のと畜場への出荷〔本編p107〕 **国指針第9の5の(2)**

搬出制限区域内の農場の豚等について、県畜産課は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域外のと畜場に出荷させることができる〔様式・資料編p49～51〕。

この場合、当該出荷前に家畜防疫員による臨床検査で異状がないことを確認するとともに、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒す

る。

出荷直前の臨床検査を行う家畜防疫員は、出荷先のと畜場に対して、臨床検査を行った結果、異状が無かった旨を記載した検査証明書〔様式・資料編 p52〕を発行し、出荷者に対して、出荷豚等をと畜場に搬入する際に、当該証明書を当該と畜場に提出するよう指示する。 **国留意事項 54**

なお、県畜産課は、搬出制限区域内の農場の豚等を搬出制限区域外のと畜場に出荷させる場合には、当該と畜場を所管する都道府県の公衆衛生部局及び当該と畜場に対し、出荷する前日までに出荷農場の情報（出荷者氏名、住所及び出荷頭数）を提供する。

(3) 制限区域外の豚等のと畜場への出荷〔本編 p107〕

制限区域外の農場の豚等について、県畜産課は、動物衛生課と協議の上、第 10 の 3 により事業を再開した移動制限区域内のと畜場に他の農場等を経由しないで出荷させることができる〔様式・資料編 p53～55〕。

この場合、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(4) 制限区域内の豚等の死体等の処分のための移動〔本編 p108〕

ア 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の豚等の死体及び敷料、飼料、排せつ物等について、県畜産課は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動することができる〔様式・資料編 p56～59〕。

イ 移動時には、次の措置を講ずる。

(ア) 移動前に、家畜防疫員が当該農場の豚等に異状がないか確認する。

(イ) 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の必要な措置を講ずる。

(ウ) 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

(エ) 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

(オ) 複数の農場を連続して配送しないようにする。

(カ) 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

(キ) 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

(ク) 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

(ケ) 移動経過を記録し、保管する。

ウ 焼却、化製処理又は消毒をする場合には、次の措置を講ずる。

(ア) 運搬車両から死体等投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

(イ) 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

(ウ) 焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。

(5) 制限区域外の豚等の死体の処分のための移動〔本編 p109〕

制限区域外の農場の豚等の死体について、県畜産課は、動物衛生課と協議の上、焼却

又は化製処理をすることを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる [様式・資料編 p60～63]。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(4)のウの(ア)から(ウ)までの措置を講ずる。

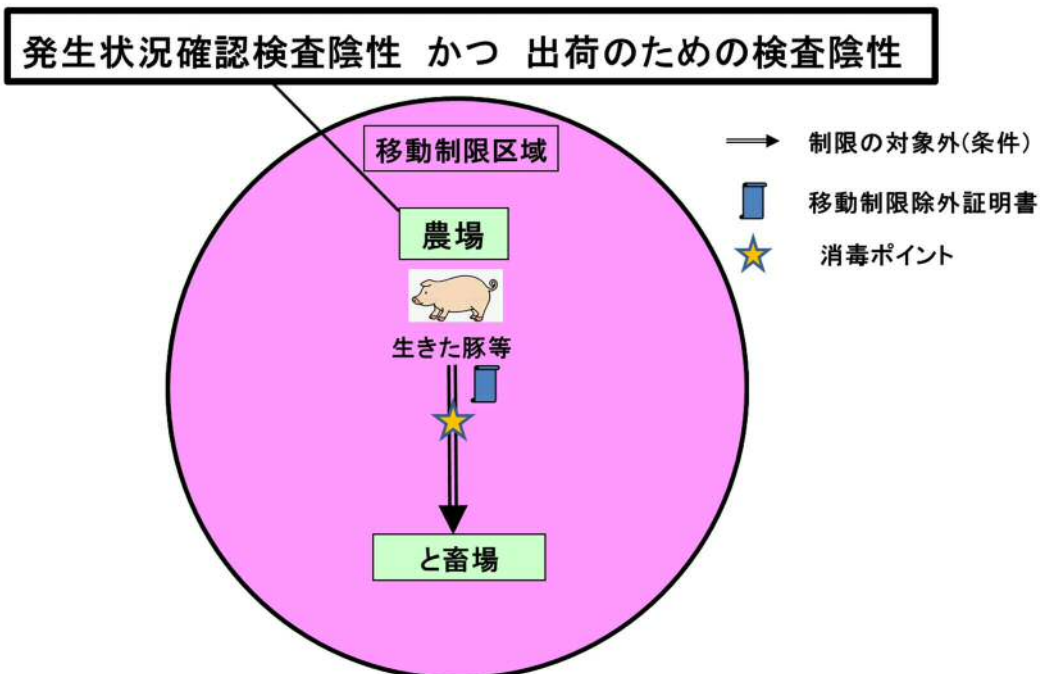
(6) 移動制限区域外の家畜等の通過 [本編 p109]

移動制限区域外の家畜等について、移動制限区域内又は搬出制限区域内を通過しなければ、移動制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、県畜産課は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は搬出制限区域内を通過させることができる [様式・資料編 p64～66]。

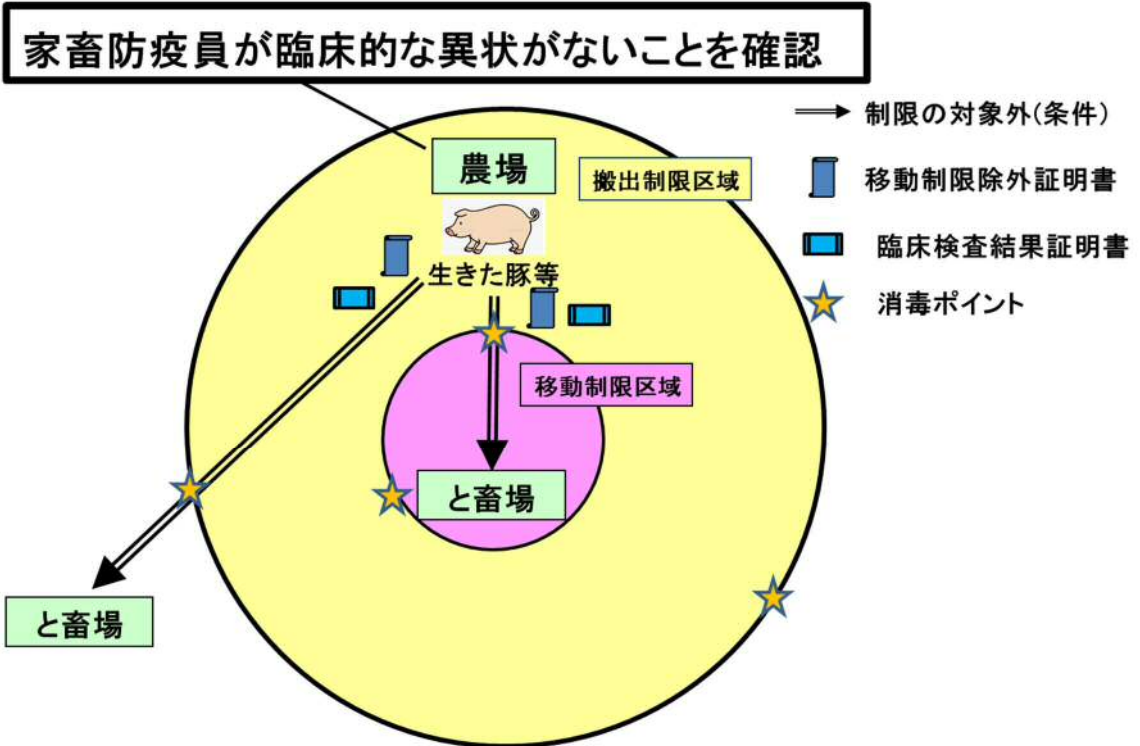
この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

ただし、搬出制限区域内の農場の豚等の制限区域外への移動に当たっては、と畜場以外の目的地に移動させることはできない。

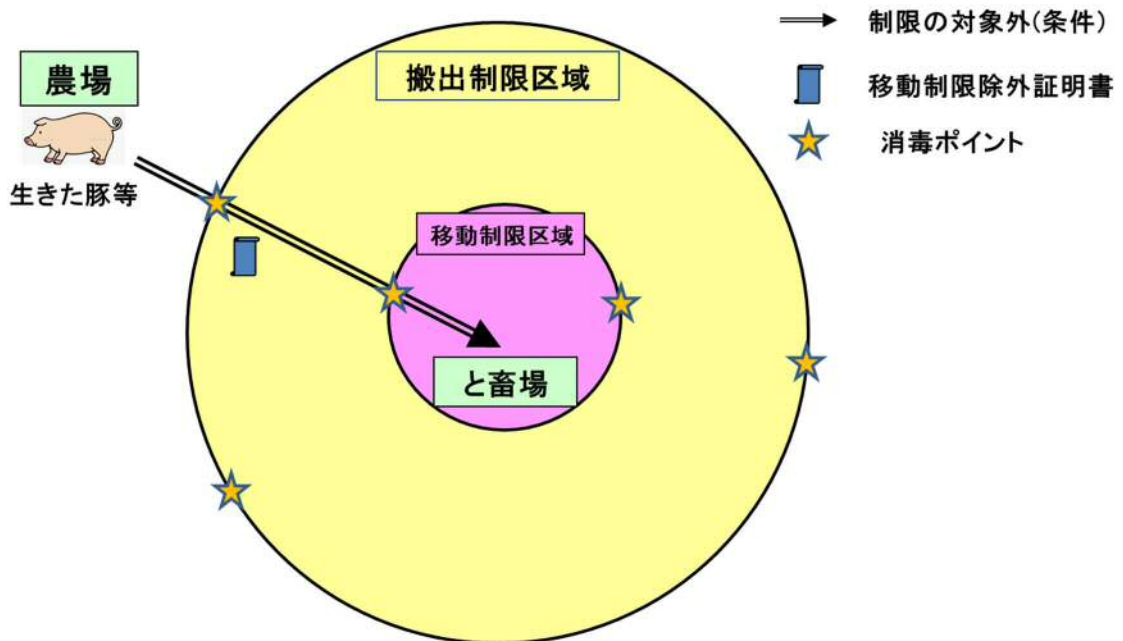
(1)「移動制限区域」における 制限の対象外：豚等のと畜場への出荷



(2)「搬出制限区域」における
制限の対象外：豚等のと畜場への出荷

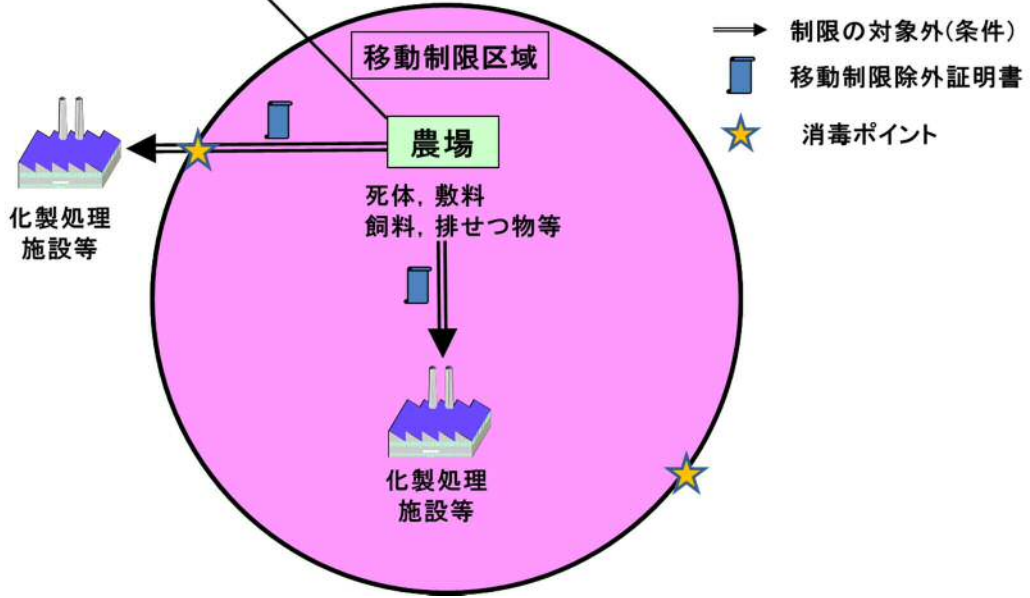


(3)「制限区域外」における
制限の対象外：豚等のと畜場への出荷



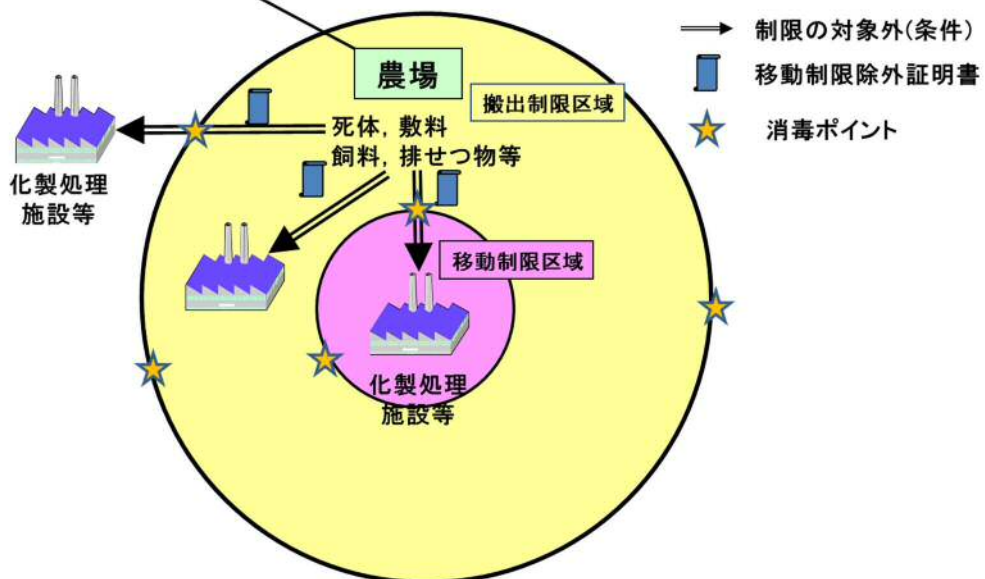
(4)「移動制限区域」における
制限の対象外:豚等の死体・敷料・飼料・排せつ物等の
処分のための移動

家畜防疫員が臨床的な異状がないことを確認

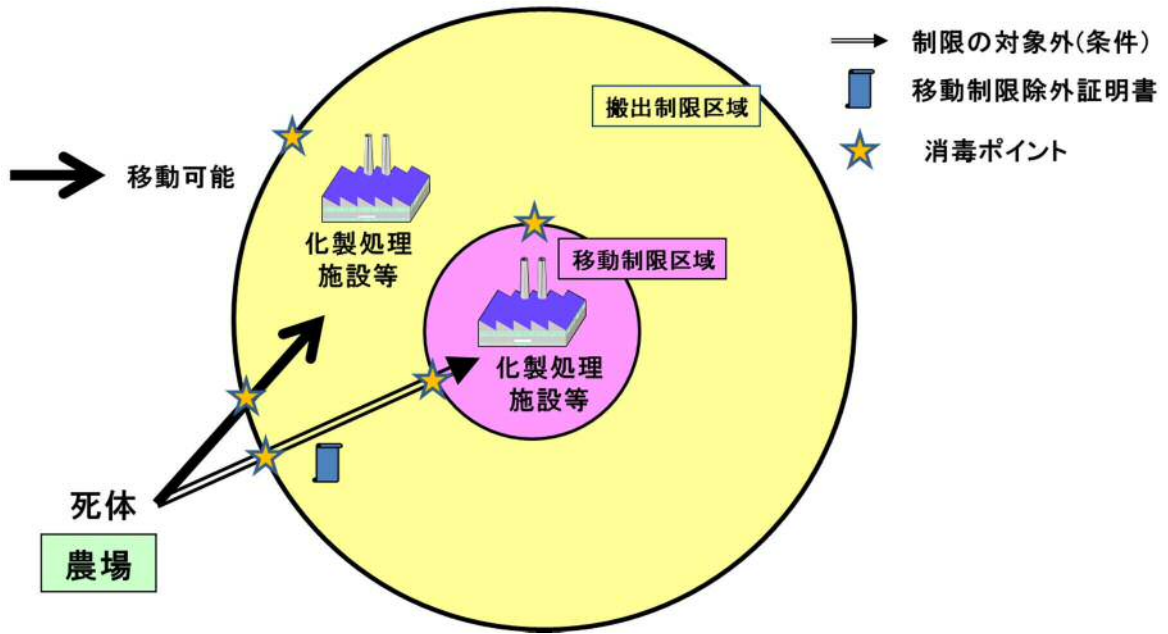


(4)「移動制限区域」における
制限の対象外:豚等の死体・敷料・飼料・排せつ物等の
処分のための移動

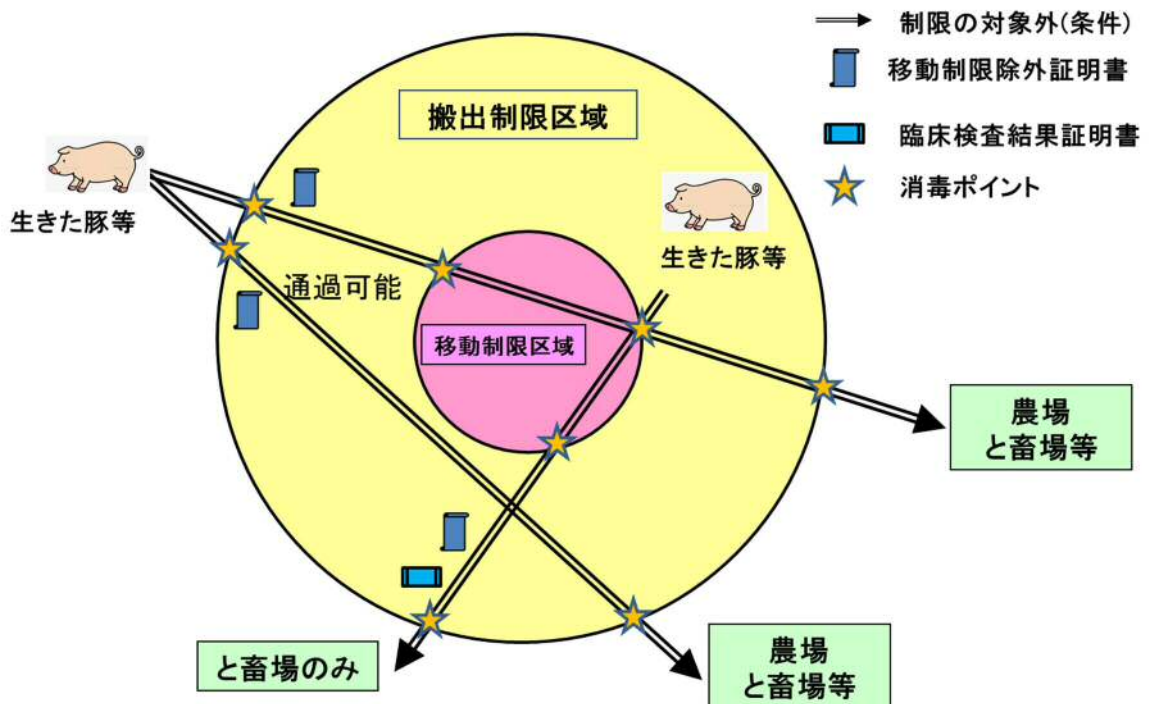
家畜防疫員が臨床的な異状がないことを確認



(5)「制限区域外」における
制限の対象外:豚等の死体の処分のための移動



(6)「制限区域」における
制限の対象外:移動制限区域外の豚等の通過



第10 家畜集合施設の開催等の制限（法第33条，第34条）

1 移動制限区域内の制限

県畜産課は，動物衛生課と協議の上，移動制限区域内における感染を拡大させるおそれのある事業の実施，催物の開催等を停止する。制限の対象となる事業，業務の内容は次のとおり。

- (1) と畜場におけると畜（食肉加工場を除く。）
- (2) 家畜市場等の豚等を集合させる催物
- (3) 放牧

2 搬出制限区域内の制限

県畜産課は，動物衛生課と協議の上，搬出制限区域内における次の催物の開催等を停止する。

- (1) 家畜市場等の豚等を集合させる催物

3 と畜場の再開

(1) 再開の要件

移動制限区域内のと畜場について，次の要件のいずれにも該当する場合には，県畜産課は，動物衛生課と協議の上，事業を再開させることができる。なお，と畜場で本病が発生した場合には，これらの要件に加え，場内の消毒が完了している必要がある。

ア 車両消毒設備が整備されていること。

イ 生体受入施設は，施設の他の場所と明確に区別されていること。

ウ 定期的に清掃・消毒をしていること。

エ 衛生管理マニュアルが適切に定められており，かつ，実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

オ (2)の事項を遵守する体制が整備されていること。

(2) 再開後の遵守事項

再開後には，移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

ア 作業従事者がと畜施設に立ち入る場合には，専用の作業服，靴，帽子，手袋等を使用すること。

イ 車両の出入り時の消毒を徹底すること。

ウ 豚等の搬入は農場ごとに行い，運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。

エ 移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には，搬入時にと畜場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに，当該豚等を搬入する前後に生

体受入場所を消毒すること。

オ 移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちにと殺解体をすること。

カ 搬入した豚等について、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）に基づき、と殺解体をすることが不相当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。

キ 搬入した豚等は、農場ごとに区分管理すること。

ク 豚等及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

【留意事項】豚等の集合を伴わない催物等に関する事項 **国留意事項 55**

豚等の集合を伴わない催物等については、発生農場を中心に徹底した消毒を行うことにより、CSFのまん延防止を図ることが可能であることから、県は、必要に応じた消毒の実施等を条件に開催可能であること等を周知及び指導する。また、CSFが発生している地域から催物等に参加する者がその参加を制限されるなどの不当な扱いを受けることのないよう、指導する。

各制限区域における規制内容

	移動制限区域(A)			搬出制限区域(B)		
	措置内容	対象	制限の対象外等条件	措置内容	対象	制限の対象外等条件
豚等(豚及びいのしし)	移動禁止	A内の全ての農場	第9の6の(1)に基づき第10の3により事業を再開した移動制限区域内のと畜場に出荷可能	B以外への移動禁止(B内は移動可能。)	B内の全ての農場	第9の6の(2)に基づき搬出制限区域外のと畜場に出荷可能
精液・受精卵	移動禁止	A内で採取されたもの(病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。)	/	規制なし		
豚等の死体	移動禁止	A内の全ての農場	第9の6の(4)に基づき処理施設等へ移動することが可能	B以外への移動禁止(B内は移動可能。)	B内の全ての農場	第9の6の(4)に基づき処理施設等へ移動することが可能
排せつ物等	移動禁止	A内の全ての農場	第9の6の(4)に基づき処理施設等へ移動することが可能	B以外への移動禁止(B内は移動可能。)	B内の全ての農場	第9の6の(4)に基づき処理施設等へ移動することが可能
敷料・飼料	移動禁止	A内の全ての農場(農場以外からの移動を除く。)	第9の6の(4)に基づき処理施設等へ移動することが可能	B以外への移動禁止(B内は移動可能。)	B内の全ての農場(農場以外からの移動を除く。)	第9の6の(4)に基づき処理施設等へ移動することが可能
家畜飼養器具	移動禁止	A内の全ての農場(農場以外からの移動を除く。)	/	B以外への移動禁止(B内は移動可能。)	B内の全ての農場(農場以外からの移動を除く。)	/
と畜場	閉鎖	A内の全てのと畜場(食肉加工場を除く。)(判明時に既に受け入れている生体のと殺や処理途中のと体の処理等は実施可能。)	第10の3に基づき再開が可能	規制なし		
家畜市場	停止	A内の全ての市場(判明時に既に受け入れている家畜については、原則として会場内で飼養する。)	/	停止	B内の全ての市場(判明時に既に受け入れている家畜については、原則として会場内で飼養する。)	/
共進会等(家畜を集合させる催物)	停止	A内で開催される予定の全ての催物(判明時に既に受け入れている家畜については、原則として会場内で飼養する。)	/	停止	B内で開催される予定のすべての催物(判明時に既に受け入れている家畜については、原則として会場内で飼養する。)	/
放牧	中止	A内の全ての農場(放牧中の家畜については、当該放牧場に収容可能な畜舎がある場合には放牧を停止する。)	/	規制なし		

* 第9の6の(5)により制限区域外の家畜の死体を移動制限区域内の処理施設に移動させることが可能

第9の6の(6)により移動制限区域外の家畜等について制限区域を通過させることが可能

第11 消毒ポイントの設置（法第28条の2等）

1 消毒ポイントの概要

移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防ぐために、主要幹線道路等に効果的に消毒ポイントを設け、畜産関係車両を主体に消毒を実施する。

また、畜産関係車両や防疫措置車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

消毒ポイントの設置場所については、家保、地域振興局・支庁、市町村及び警察が協議し選定することとする。

消毒を実施する際は、交通渋滞、事故等の発生防止に努める。また、消毒の実施に協力しない車両が見られた場合は、警察と連携し対応する。

（1）県対策本部の対応

- ア 制限区域・消毒ポイントの設置場所の決定
- イ 雇用人員の確保
- ウ 消毒ポイントに係る周知

（2）家保の対応

- ア 制限区域・消毒ポイント設置に係る助言
- イ 消毒ポイントで使用する消毒薬に係る使用上の注意点等の指導・助言
- ウ 消毒ポイントに係る防疫資材の確保に係る協力
- エ 選定した消毒ポイント候補地の県畜産課への報告（非発生時）

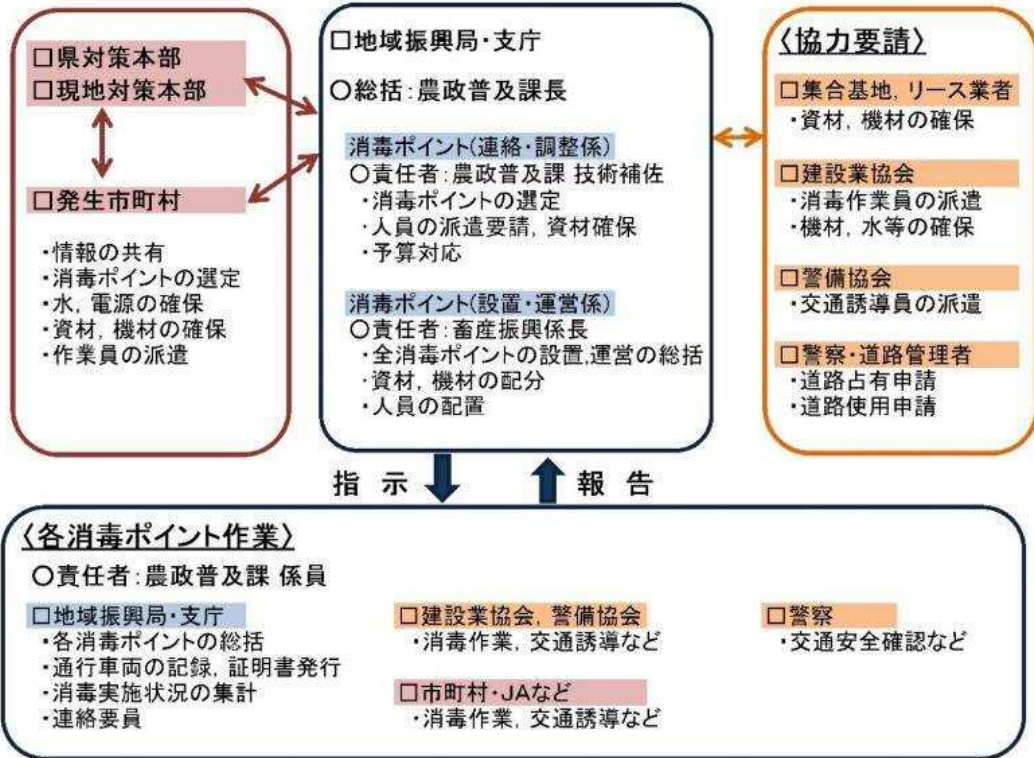
（3）地域振興局・支庁の対応

- ア 消毒ポイントの管理・運営
- イ 制限区域・消毒ポイント設置に係る助言
- ウ 消毒ポイントにおける作業と人員の派遣
- エ 消毒ポイントに係る防疫資材の確保
- オ 通行制限及び消毒ポイント設置に係る道路使用の調整
- カ 道路占有及び道路使用許可申請の手続
- キ 通行車両の記録、証明書発行
- ク 車両消毒実施状況の集計
- ケ 消毒ポイント候補地の調査、設置予定地の選定（非発生時）

（4）市町村等の対応

- ア 制限区域・消毒ポイント設置に係る助言
- イ 消毒ポイントにおける作業と人員の派遣に係る協力
- ウ 消毒ポイントで使用する水源及び電力確保に係る協力

消毒ポイント運営体制例



優先度	作業	詳細
1番目	資材発注	消毒ポイント必要物品表(様式・資料編 p113)に基づき手配 ※記載されていないものについても必要に応じて準備する。
	警備員手配	(一社)鹿児島県警備業協会との協定締結あり。 交通誘導員を1か所当たり2名程度配置
	消毒作業員手配	(一社)鹿児島県建設業協会と協定締結あり。 建設業協会に登録する建設土木会社より派遣
	・道路占有許可申請 ・道路使用許可申請 に関わる手続き	所管する警察署と協議し、消毒場所の交通上の安全性や徐行看板の位置等を 確認してもらい、許可申請を提出する。 所定の様式、配置図の提出も必要 消毒ポイントが決定した時点で警察署に連絡(畜産振興係) ※警察官の配置依頼(県畜産課から県警察本部に依頼)
2番目	消毒マット敷設手配	消毒マット等を道路に直接鉋で打ち込み、消毒薬をまいて車両のタイヤ消毒を行う。 徐行させるために、マット手前にピタリング(簡易式体感マット)を複数置くこと。
3番目	消毒用の水確保	1か所2t 貯留程度のタンクを準備し、定期的に補給する(建設業協会依頼)。 市町村と十分連携をとること。
管理運営		
1 燃料の補給(ガソリンスタンド依頼)		
2 簡易トイレの汲取り依頼		

県畜産課より
協力依頼

病
性
判
定

疑似患者決定

消毒作業開始

2 消毒ポイントの選定

発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントの設置場所を選定する。

(1) 消毒ポイントの選定

消毒ポイントは、原則、次の場所に設置する。

- ア 発生農場周辺（当該農場からおおむね半径1kmの範囲内）の主要な幹線道路
- イ 移動制限区域の境界その周辺の主要な幹線道路
- ウ 搬出制限区域の境界その周辺の主要な幹線道路
- エ 移動及び搬出制限区域内の高速道路のインターチェンジ付近

設置場所の検討に当たっては、警察署長及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案するものとする。

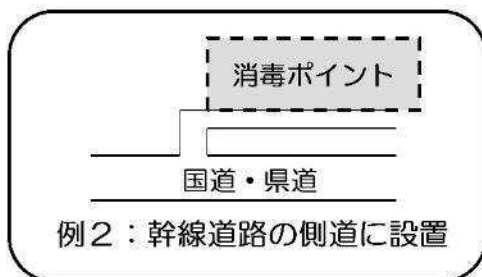
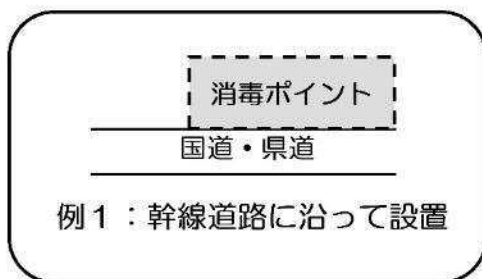
なお、移動制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度設置場所を見直す。

※ 高速道路等のインターチェンジは、道路管理者である高速道路株式会社（NEXCO）や国土交通省、管轄する警察に協力要請を行い、必要に応じて、道路使用許可申請等、必要な書類を提出する。

(2) 消毒ポイントの設置条件

- ア 大型車両の引き込み及び停止が可能であり、機材などを設置するスペースを有する場所であること。
- イ 車両の出入りに、視界が確保できること。
- ウ 交通渋滞を引き起こさない場所であること。
- エ 周辺の環境（騒音・水質汚濁等）に十分配慮すること。

消毒ポイントの設置事例

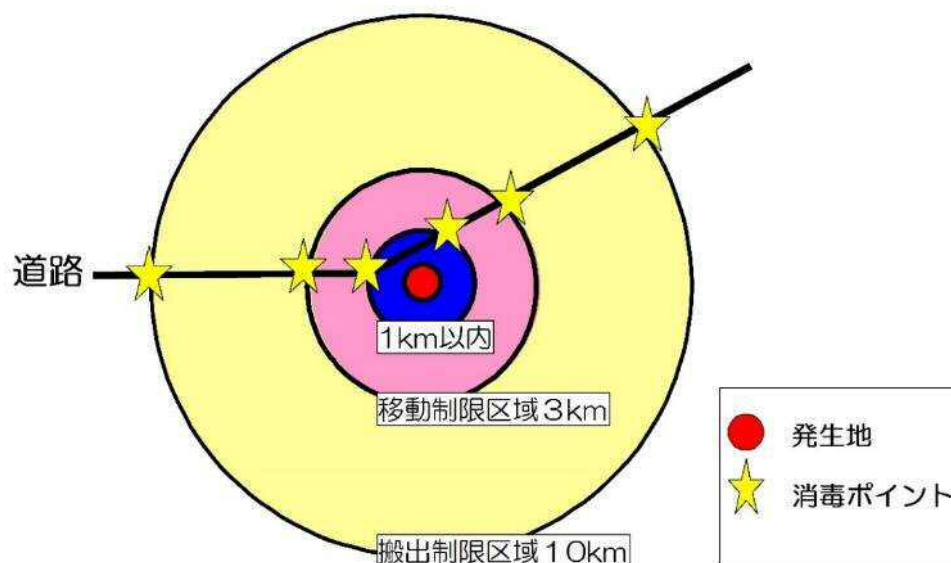


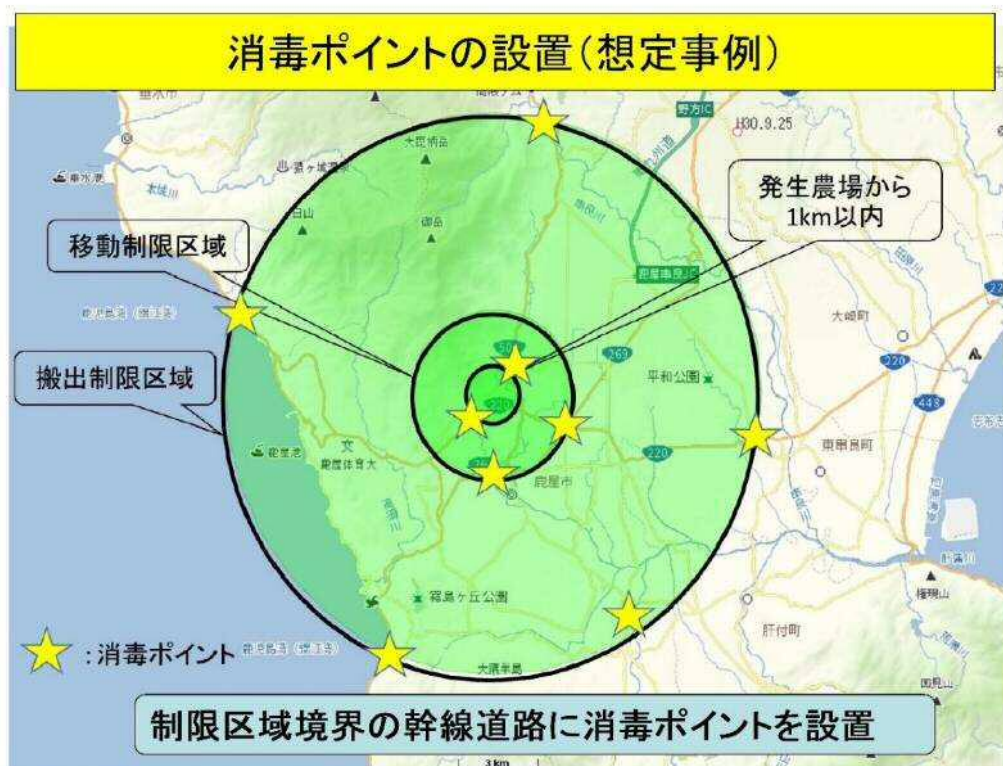
看板や係員の誘導に従って下さい

消毒ポイントの概要

発生農場周辺(1km以内), 制限区域の境界等に消毒ポイントを設置

※ 道路網の状況, 車両の通行量, 山・河川等による地域の区分を考慮すること





3 消毒ポイントの設置, 運営

地域振興局は、疑い事例について病性鑑定材料送付の報告を受けた後、速やかに消毒ポイント運営のための手続きや準備を行う。

(1) 道路の使用について

地域振興局は管轄警察署及び道路管理者に、道路占有許可申請又は、道路使用許可申請等の必要な書類〔様式・資料編 p67～68〕を提出する。また、警察官等に設置現場を確認してもらい、各種看板の設置や交通誘導員の配置等について指導を受ける。

(2) 資材の搬入

地域振興局の担当者は、消毒ポイント必要物品表〔様式・資料編 p124〕を参考に、集合基地や各種施設から、備蓄されている機材・資材や消毒に用いる水等の搬入を行う。また、運営に必要な機材のレンタル契約や資材の購入を行い、速やかに消毒ポイントに配置されるよう手配する。

コンテナハウスや簡易トイレの搬入・設置は、各消毒ポイント総括係が現地で立ち会い指示を行う。

(3) 人員の配置

地域振興局の担当者は、各消毒ポイントの運営に必要な人員を配置するとともに、車両の誘導や消毒作業を行う業者を手配する。なお、業者が到着するまでの期間は、車両の誘導及び消毒作業を振興局や市町村が協力し実施する。

消毒ポイントにおける防疫措置の初動時は、必要最低限の人員と資材で、速やかに消

毒を開始する。運営開始より 72 時間頃までに、業者の動員や消毒ゲートの搬入等を行い、通常運営（8名、8時間交代）に移行する。

4 消毒ポイントの作業（通常運営時）

消毒ポイントは、病性決定後速やかに稼働できるように準備し、発生日より制限区域が解除されるまで 24 時間 3 交代体制（8 時間交替）で作業を実施する。[様式・資料編 p125]

(1) 人員配置 計 8 名（8 時間交代）

記録総括係 2 名（県職員等：2 名）

車両誘導係 2 名（業者：2 名）

車両消毒係 4 名（業者：4 名）

※ 通行車両の監視について県警等に相談

(2) 各係作業内容

ア 記録総括係 : 通行車両の記録、証明書の発行、資材等の調達

イ 車両誘導係 : 消毒ポイントへの車両の誘導

ウ 車両消毒係 : 車両の消毒

※ 誘導・消毒作業は、業者が派遣されるまで県及び市町村職員等で実施

(3) 対象 **国留意事項 56 の 2**

ア 畜産関係車両

車両の消毒は、車体を腐食しにくい逆性石けん液等を用いることとし、車体に付着した泥等を可能な限り除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒する。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意するとともに、運転手の手指の消毒及び靴底消毒を徹底する。運転手の手指の消毒には、アルコール等を用いる。

イ 一般車両

少なくとも、車両用踏込消毒槽や消毒マットを用いた消毒を実施する。その際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換する。

(4) 作業手順

ア 車両等を消毒ポイント（消毒マットを含む。）まで安全に留意して誘導

イ 記録係は車両ナンバー等を確認し、「車両消毒記録表」[様式・資料編 p69] に記録

ウ 車両消毒の実施

エ 消毒終了後「車両消毒済証明書」[様式・資料編 p70] を発行

オ 記録係は、1 日の車両消毒台数を取りまとめ、地域振興局・支庁に報告

カ 報告を受けた地域振興局・支庁は、各消毒ポイント分を取りまとめ県畜産課に報告

キ 車両消毒マットが配備されている場合は、随時消毒薬を補充

ク 記録・総括係は、必要に応じて防疫資材の補充や、施設の補修等を実施

※ 公共施設等における消毒

県は、CSF の発生の状況及び発生のリスクの程度を踏まえつつ、公共施設、各種イベント、ホテル、ゴルフ場等の多数の者が集合する施設等について、消毒設備を自

主的に設置するよう、指導する。

※ 自主消毒ポイント

市町村等が、制限区域に係る消毒ポイント以外に、本病のまん延及び侵入防止の観点から必要と判断した場合は、関係機関と協議の上、自主的な消毒ポイントを設置することができる。



消毒ポイントでの消毒



車両用消毒マットでの消毒

畜産関係車両の一例

飼料運搬車両



家畜運搬車



消毒ポイントの詳細

消毒ポイント人員：1か所に常時8名を配置

- 記録総括係（県職員等） 2名
- 車両誘導係（業者） 2名
- 車両消毒係（業者） 4名

※ 24時間体制（8時間交代）

※ 状況に応じて協議の上、警察官を配置

畜産関係車両の消毒部位

- 車両のタイヤ回りや下回り
- 車体（液体を噴霧しても支障のない部分）
- 荷台、運転席、運転手の手指、靴底



第12 ウイルスの浸潤状況の確認

1 疫学調査 国指針第12の1

(1) 調査の実施方法 [様式・資料編 p126]

県は、第4の5の(1)の7の疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染されたおそれのある豚等(以下「疫学関連家畜」という。)を特定するための疫学調査を実施する。

ア 疫学調査に関する事項

(ア) 県は、家畜、人、物及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への外部の者の訪問(当該訪問者の訪問後の行動歴を含む。)、その他CSFウイルスを伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行う。

(イ) このため、県は、畜産関連業者その他の関係者に対し、疫学調査時に速やかに情報が提供されるよう、日頃から、複数の農場等に出入りする人、車両及び物品に関する情報を整理するよう指導する。

(ウ) 県は、調査対象が他の都道府県にある場合には、動物衛生課に連絡の上、当該都道府県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた都道府県畜産主務課は、本県と同様に、調査を行う。

(エ) 農場等への立入検査及び報告徴求は、法第51条第1項及び第52条第1項の規定に基づき、実施する。報告徴求において県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、この他に必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求める。

- a 死亡した豚の頭数、死亡豚がいる場合には、①死亡豚の位置(豚舎名及び豚房の位置)、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること
- b 死産した子豚の頭数
- c 分娩した子豚の頭数
- d 農場から出荷した豚の頭数
- e 農場に導入した豚の頭数
- f 死亡豚の同居豚の臨床所見

イ 疫学調査に関する実施項目

本病の感染経路をあらゆる面から検証するため、原則として全ての発生事例を対象として、以下を参考に、関係者からの聴き取り調査等を実施し、疫学情報の収集を行う。

(ア) 調査対象

- a 発生農場
- b 発生農場と疫学関連のある豚等の飼養農場及び畜産関係施設(家畜市場、と畜場、飼料・敷料工場、飼料・敷料販売先、農協等)

(イ) 調査事項

- a 農場の周辺環境(森、畑、住居、道路からの距離、周辺の農場の有無など)

- b 気温、湿度、天候、風量・風向など
- c 家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両、機器搬入などの車両や精液及び受精卵等の運搬物資の動き
- d 農場主、農場従業員、獣医師、家畜人工授精師、家畜商、飼料販売業者、敷料販売者、資材販売者、薬品業者、畜産関係者（農協職員等）、郵便局員、宅配業者、家族、知人等の動き（海外渡航歴、野生動物等との接触の有無を含む。）
- e 放牧の有無（有の場合は、その期間及び場所）
- f 野生いのししの分布、侵入及び接触機会の有無
- g 畜舎及び付帯施設の構造、野生動物の侵入対策など
- h 農作業用機械の共有の有無
- i 発生国等から導入した畜産資材等の使用の有無

(2) 疫学関連家畜 [様式・資料編 p71～72]

(1) の調査の結果、次のアからエまでに該当する豚等であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、速やかに特定症状の有無等の異状について、立ち入り又は聞き取りにより確認する（移動制限区域に含まれている場合を除く。）とともに、患畜又は疑似患畜との接触後又は接触若しくは交差汚染した可能性がある日から 28 日を経過した後に必要な検査を行う。

ア 病性等判定日から遡って 11 日以上 28 日以内に患畜と接触した豚等

イ 病性等判定日から遡って 11 日以上 28 日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した豚等

ウ 第 5 の 2 の (2) のエからカに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている豚等

エ 病性等判定日から遡って 28 日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から 7 日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合や他の農場の飼養豚や車両がと畜場等において発生農場からの出荷豚や車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況から疑似患畜となるリスクがある豚等が飼養されている当該他の農場の豚等

(3) 報告徴求

県は、疫学関連家畜を飼養する農場の所有者に対し、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、法第 52 条の規定に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、28 日を経過した後に実施する検査で陰性が確認されるまで報告するよう求める。

(4) 疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置 [様式・資料編 p73～75]

疫学関連家畜を飼養する農場においては、(2) で疫学関連家畜と判断されてから患畜又は疑似患畜との最終接触（推定）後 28 日を経過した後に実施する血清抗体検査（エライザ法）及び血液検査等で陰性が確認されるまで、法第 32 条の規定に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。

また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

ア 生きた豚等

イ 採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って 21 日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

- ウ 豚等の死体
- エ 豚等の排せつ物等
- オ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

【留意事項】疫学関連家畜飼養農場における移動制限解除のための検査 **国留意事項 60**

- 1 県は、患畜又は疑似患畜との最終接触（推定）日から少なくとも 28 日間経過した後に入立検査を行い、特定症状の有無等の異状について確認する。
- 2 1 の立入検査時に飼養豚等について、次を確認する。
 - (1) 血清抗体検査（エライザ法）を実施し、陰性であること。
 - (2) 体温及び白血球数を測定し、体温が 40℃以上又は白血球数が 1 万個/μl 未満の個体について、PCR検査を実施し、陰性であること。
 - (3) (1) 及び (2) の検査対象とする飼養豚等の頭数は少なくとも 30 頭（95%の信頼度で 10%の感染を摘発できる頭数（30 頭に満たない場合は全頭。）ただし、各豚舎から少なくとも無作為に 5 頭）とするが、事前に動物衛生課と協議すること。

(5) 移動制限の対象外

(4) の移動制限の対象となった場合であっても、まん延防止のための措置が適切に執られている場合等については、動物衛生課と協議の上、特定の場所へ移動させることができる。

【留意事項】制限の対象外 **国留意事項59**

- 1 と畜場出荷時検査：と畜場に肥育豚を直行する場合
以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、と畜場へ飼養豚等を移動させることができる。
 - (1) 農場主は、原則 1 か月間の出荷計画を家保に事前に提出すること。計画に変更があった場合は、速やかに家保に報告すること。
 - (2) 管理獣医師又は農場主は、原則として、出荷前の 1 週間程度経時的に臨床症状を確認した後、出荷前日の朝に出荷予定の豚全頭の体温を測定するとともに改めて臨床症状を確認する。その結果について、毎日の報告と併せて家保に報告すること。
 - (3) 家保は、(2) の報告による発熱の有無、臨床症状等を確認すること。
 - (4) (3) で出荷豚群の複数頭で 40℃以上の発熱が認められる等 CSF が否定できない場合があれば、農場に立ち入り・採材し、精密検査（血液検査、PCR検査）を実施する。また、必要に応じて、抗体検査のため、動物衛生課と協議の上、検体を動物衛生研究部門に送付すること。
 - (5) (3) で異状がなければ、農場主に対して出荷を許可する旨の連絡をすること。
 - (6) また、家保は出荷先のと畜場での消毒状況等のウイルス侵入防止、まん延防止対策が適切に行われていることを事前に確認すること。
- 2 他農場への移動時の検査
以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の

上、他の農場へ飼養豚等を移動させることができる。

【他農場へ生体の子豚や種豚を移動する場合】

- (1) 農場主は、原則1か月間の移動計画を家保に事前に提出すること。
- (2) 原則として、県内の移動とするが、県外に移動する場合は受け入れ県に確実に連絡すること。
- (3) 原則として、移動豚全頭についてPCR検査で陰性が確認されていること。
- (4) 移動先の農場で、少なくとも21日間経過観察する。その際、可能な限り隔離すること。

【他農場へ精液及び受精卵を移動する場合】

- (1) 保管する場合は、保管場所において、区分管理（※）が実施されていること。
- (2) 原則として、県内の移動とするが、県外に移動する場合は、受け入れ県に確実に連絡すること。
- (3) ア 精液：原則として、採精後、当該豚について特定症状の有無等を確認の上、PCR検査を実施し陰性を確認すること。また、検査結果がでるまでは、供給しないこと。なお、検査結果がでるまでは、すでに区分管理されている精液と区分して管理すること。
ただし、採血が困難な場合に限り、採精した精液についてPCR検査を実施し、陰性を確認すること。

イ 受精卵：原則として、採卵後、当該豚について特定症状の有無等を確認の上、PCR検査を実施し陰性を確認すること。なお、検査結果がでるまでは、すでに区分管理されている受精卵と区分して管理すること。

※ 区分管理：汚染したあるいは、そのおそれのあるものとの交差がない管理方法のこと。区分管理された場所に入る際は、専用衣服等の着用や手指等の消毒を徹底し、病原体を持ち込まないこと。また、作業で使用する道具・機材についても、確実に消毒又は滅菌されたものを使用する。

3 豚等の死体、排せつ物、敷料、飼料及び家畜飼養器具を移動する場合

家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒をすることを目的に、焼却施設やその他必要な施設に豚等の死体、豚等の排せつ物、敷料、飼料及び家畜飼養器具を移動させることができる。

(1) 移動する際の措置

ア 移動日又は前日の夜に、家畜防疫員が報告徴求等により当該農場の豚等に異状がないことを確認すること。

イ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いるよう指導すること。また、これらが確保できない場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずること。

ウ 積み込み前後に車両表面全体を消毒すること。また、可能な限り消毒状況を確認すること。

エ 原則として、他の農場付近の通行は避け、可能な限り、他の畜産関係車両が

利用しない移動ルートを設定すること。

オ 複数の農場を経由しないこと。

カ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒すること。

キ 移動経過を記録し、保管すること。

(2) 焼却、化製処理又は消毒を行う場合の措置

ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等飛散のないように措置を講ずること。

イ 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずること。

ウ 死体等の投入完了後は、直ちに、施設等出入り口から死体等投入場所までの経路を消毒すること。

エ 家畜飼養器具は、適切な消毒方法により消毒すること。また、家畜防疫員が可能な限り、消毒状況を確認すること。

2 移動制限区域内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査 [様式・資料編 p76]

県は、本病の発生が確認された場合には、原則として 24 時間以内に、移動制限区域内の農場（豚等を 6 頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、次により検査を実施する。

ア 臨床検査

移動制限区域内の農場（豚等を 6 頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、第 4 の 1 に掲げる臨床症状の有無について確認する。

イ 血液検査、抗原検査及び血清抗体検査

アの際、一定頭数について、血液検査（白血球数測定及び好中球の核の左方移動の確認）、抗原検査（PCR 検査、ただし、死亡した豚等については扁桃等を用いた蛍光抗体法）及び血清抗体検査（エライザ法）を実施する。

(2) 清浄性確認検査 [様式・資料編 p76, 127]

移動制限区域内における清浄性を確認するため、当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 17 日が経過した後に、(1) と同様の検査を行う。

【留意事項】発生状況確認検査及び清浄性確認検査における血液検査、抗原検査及び血清抗体検査のための採材頭数及び検査方法 国留意事項 61

1 発生状況確認検査及び清浄性確認検査における各種検査のための農場ごとの採材頭数は 95% の信頼度で 10% の感染を摘発できる頭数として、動物衛生課と協議の上、少なくとも 30 頭（各豚舎から無作為に少なくとも 5 頭）とし、豚舎が複数ある場合は、全ての豚舎から採材する。ただし、30 頭未満の飼養規模の施設の場合には、全頭を採材の対象とする。

2 採材は、異常豚から行い、そのような豚等が認められない場合は、健康な豚等から無作為に採材する。

(3) 検査における対応等

ア 県対策本部の対応

(ア) 対象農場の決定

(イ) 対象農場を管轄する家保が複数に及ぶ場合は該当する家保への連絡

(ウ) 対象農場を管轄しない家保, 食肉衛生検査所, 大学及び農林水産省等へ獣医師の
動員要請

(エ) 動物衛生課への農場リストの送付

イ 現地対策本部の対応

(ア) 検査対象農場のリストアップ

(イ) 対象農場・関係機関への連絡

(ウ) 検査に係る検査基地(体育館等)の確保

(エ) 市町村・関係機関等に対し, 案内員の動員及び車両提供を要請

(オ) 発生規模に応じて, 県対策本部と連携をとり, 獣医師の動員を要請

ウ 市町村, 団体等の対応

(ア) 検査のための行程案の作成に係る助言

(イ) 案内員の確保

(ウ) 車両の確保

(エ) 検査に係る検査基地(体育館等)の検討及び提供

(オ) 検査基地における車両消毒の協力

エ 検査基地の対応

(ア) 班編制, 行程案の作成及び調整

(イ) 検査に必要な資材の確保

(ウ) 班ごとの資材の準備

(エ) 採血後の動物衛生研究部門への検体送付

(オ) 採材リストの作成と県畜産課への送付

オ 必要資材

(ア) 防疫資材

作業着, 長靴, 防疫服, ブーツカバー, ディスポキャップ, ディスポ手袋, ディ
スポマスク

(イ) 記録資材

発生状況・清浄性確認臨床検査台帳 [様式・資料編 p76], 疫学調査票 [様式・資
料編 p31], 紙挟み, 筆記用具, 防水デジタルカメラ, 携帯電話

(ウ) 消毒資材

バケツ, 消毒薬(逆性石けん液等), 携帯用噴霧器

(エ) 検査資材

体温計, 保定用具(ワイヤー, ロープ等), 白布(消毒薬に浸し, その上に資材を
置くために用いる), 懐中電灯, 真空採血管, ホルダー, 採血針, アルコール綿, 保
冷資材, クーラーボックス, マジックペン, 針入れ, ゴミ入れ, ビニール袋, 資材
用カゴ等

3 疫学関連家畜又は移動制限区域内の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

県は、1の(2)又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合は、直ちに次の措置を講ずる。

(1) 1の(2)の検査で陽性が確認された場合

第4の7の(2)のアの措置を実施するとともに、1の(2)の検査の結果及び第4の7の(2)のアの措置において実施した検査の結果について(遺伝子解析等検査が終了している場合にあっては、その結果についても)、動物衛生課に報告する。

(2) 2の検査で異状又は陽性が確認された場合

第4の8の手続により、必要な検体を動物衛生研究部門に送付するとともに、動物衛生課に報告する。

4 検査員の遵守事項

1の疫学調査及び2の検査を行う者は、次の事項を遵守する。

- (1) 発生農場の防疫措置に従事した日から7日を経過していない者は、1の疫学調査及び2の検査において、農場に立ち入らないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日まで短縮できるものとする。
- (2) 車両を当該農場の衛生管理区域の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。
- (3) 当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。
- (4) 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (5) 立ち入った農場の家畜について1又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の家畜が患畜又は疑似患畜のいずれでもないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

第13 緊急ワクチン（法第31条）

CSFのワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にし、発生拡大の防止や、清浄性確認の際に支障を来たすおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があるが、我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、予防的なワクチンの接種は原則行わないこととする。

1 緊急ワクチン接種の実施の判断

(1) 農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する。（なお、CSFについて予防的殺処分は認められていない。）

ア 埋却を含む防疫措置の進捗状況

イ 感染の広がり（疫学関連農場数）

ウ 環境要因（周辺農場数、家畜飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況）

2 緊急ワクチン接種の実施手順等

(1) 県は、農林水産省が策定した緊急防疫指針に基づき、速やかに緊急ワクチン接種を実施する。緊急ワクチン接種用ワクチンを受領した場合には、別記様式9による受領書[様式・資料編p77]を発行する。また、ワクチンの使用が終了した場合には、使用した旨を別記様式10[様式・資料編p78]により、農林水産省消費・安全局長に報告する。

なお、緊急ワクチン接種用ワクチンの取扱い等については、次のとおりとする。

ア ワクチンの接種は、法第31条の規定に基づき実施し、原則として、接種地域の外側から発生農場側に向けて、迅速かつ計画的に実施する。

イ ワクチンを接種するに当たっては、定められた用法及び用量に従うものとする。また、注射事故があった場合には、動物衛生課に連絡し、その指示に従うものとする。

ウ 未開梱のワクチンについては、動物衛生課と調整し返還する。また、開梱又は期限切れのワクチンについては、焼却処分するなど適切に処理を行う。

エ 同一の農場又は畜舎に飼養されている全ての豚等に接種する。接種に際しては少なくとも1畜房ごとに注射針を取り替え、また、防疫衣の交換又は消毒等により本病のまん延防止に留意する。

オ 短時間に迅速かつ確実に接種し、接種した豚等にはスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意し、その後、接種し、農場から移動する接種豚等から生まれた豚等については耳標等で確実に標識を付する。

第14 消毒

1 法第9条又は30条による消毒及びねずみ駆除

県は、CSFの発生予防及びまん延防止の観点から、発生農場以外の豚等飼養施設での、消毒及びねずみ駆除の実施を命ずることがある〔様式・資料編p128～133〕。

(1) 県対策本部の対応

- ア 消毒及びねずみ駆除実施に係る周知（告示等）
- イ 消毒薬・殺そ剤の確保と対象施設の決定
- ウ 輸送業者への連絡調整
- エ 消毒薬・殺そ剤関係書類事務

(2) 家保等の対応

- ア 対象施設への配付方法の調整
- イ 市町村等への連絡及び協力依頼
- ウ 消毒薬・殺そ剤受領書の確認及びとりまとめ

(3) 市町村等の対応

- ア 対象施設の消毒薬配付への協力
- イ 消毒薬・殺そ剤配付時の受領書のとりまとめへの協力

【参 考】

県は、家畜伝染病予防法第9条の規定に基づき以下を公示する。

- 1 実施の目的
県内における緊急的なCSFの発生の予防
- 2 実施する区域
県下全域 ※ 豚等を飼養する施設
- 3 実施の期日
〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 4 消毒方法
消石灰等の消毒薬の飼養施設内（畜舎周囲及び施設外縁部）散布

第15 豚等の再導入

1 再導入に際しての立入検査等

県は、豚等の再導入を予定する発生農場を対象に、最初の導入予定日の1か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、以下の要件を確認する。

- (1) 農場内の消毒を、殺処分終了後1週間間隔で3回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施していること。
- (2) 農場内の飼料、排せつ物等に含まれるCSFウイルスの不活化に必要な処理が完了していること。
- (3) 飼養衛生管理基準が遵守できる体制となっていること。また、上記(1)から(3)が確認された場合、当該農場に清浄性を確認するための豚等（以下「モニター豚」という。）を導入するよう当該農場を指導する。この際、当該農場に対し、再導入後は毎日豚等の臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家保に届け出るよう指導する。

なお、県は、当該農場がモニター豚を導入した場合、導入後2週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入したモニター豚の臨床検査及びPCR検査を実施する。また、移動制限区域の解除後、少なくとも3か月間、立ち入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

2 ワクチン非接種区域における豚等の再導入

ワクチン非接種区域の農場が豚等を再導入する際は、次のとおり対応する。

- (1) モニター豚は、原則として、1豚舎当たり30頭以上配置するよう指導する。この際、豚舎内で偏りが無いよう、動物衛生課と協議の上、配置する。
- (2) 県は、モニター豚を導入した日から14日後に、全ての豚舎に立ち入り、モニター豚を対象とした臨床検査及びPCR検査を実施する。
なお、検査の結果、モニター豚が陽性となった場合においても、本病の発生として扱わない。また、検査の結果が陽性と判明した場合には、直ちに農場内のモニター豚の全頭を殺処分し、農場内の洗浄、消毒を再び実施する。
- (3) 家畜防疫員は、モニター豚を導入した農場に対し、モニター豚の陰性を確認後、豚等を段階的に導入するよう指導する。また、導入後は、飼養衛生管理基準の遵守状況について、定期的に確認し、必要に応じて指導する。
- (4) 豚等の再導入にあたっては、県は、万が一の発生に備え、迅速に防疫措置を行える体制の確保に努める

3 ワクチン接種区域における豚等の再導入

ワクチン接種区域の農場が豚等を再導入する際には、原則として、ワクチン接種豚を導入することとし、ワクチン非接種豚を導入する場合は、導入後、直ちにワクチンを接種することとする。

ただし、ワクチン接種豚では農場内の清浄性を確認できないため、次により環境検査を実施した後、豚等を導入する。

なお、家畜防疫員は、導入後は、飼養衛生管理基準の遵守状況について、定期的に確認し、必要に応じて農場に指導するとともに、万が一の発生に備え、迅速に防疫措置を行える体制の確保に努める。

(1) 環境検査の実施方法

ア 検査材料の採取場所

(ア) 豚舎（豚房、床、餌槽、水槽、柵、換気扇、側溝等）

(イ) たい肥舎

(ウ) 飼料置き場、飼料

(エ) 死亡豚保管場所

(オ) 長靴、給餌用・糞出し用一輪車の車輪と取手、豚の豚舎間移動用のカゴ、糞出し用スコップ等の豚の飼養管理に必要な道具、ねずみ等の野生動物の糞等

イ 検体数

各豚舎 10 か所（陽性豚舎については、重点的に採材する必要があるため 50 か所）、その他（たい肥舎等）50 か所程度採材する。

ウ 検査方法

(ア) PBS で濡らしたガーゼ等で採材場所を拭き取り、PCR 検査を実施。

(イ) 採材は、豚を導入する直前の状態にし、消石灰等の消毒薬が検体に入らないようにする。

(ウ) 拭き取り後のガーゼ等は PBS 入り遠心管に懸濁し、PBS から PCR 用の遺伝子を抽出する。

エ PCR 検査はプール検体で実施し、陽性となったプール検体は個別の PCR 検査で判定する。

オ 個別の PCR 検査で陽性となった検体は、感染性の有無を確認するため、ウイルス分離を実施する。

(2) 環境検査で陽性になった場合の対応

環境検査においてウイルス分離が陽性となった場合は、陽性となった地点を中心に、農場内の消毒を実施する。また、消毒が完了した後、農場内の清浄性を確認するため、再度、環境検査を実施する。

第16 発生の原因究明

県は、県内で本病が発生した場合、感染の原因、感染経路の究明を目的として、有識者等による鹿児島県疫学検討チームを編成し防疫対策の一助とする。原則として発生事例については、全ての事例を対象として、患畜又は疑似患畜を確認後、可能な限り早期に発生農場及びその周辺において疫学調査に資する現地調査を実施する。

1 野生動物における感染確認検査に関する事項

- (1) 県畜産課は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内において、野生いのししの死体及び猟友会等の協力を得て捕獲した野生いのししについて、抗原検査又は血清抗体検査を実施するための検体を採材し、検査する。このため、県の関係部局が連携し、当該区域において、死亡した野生いのししを発見した場合又は野生いのししが捕獲された場合には、担当部局に連絡することについて猟友会等の関係者への協力を要請するよう依頼するとともに、これら野生いのししからの検体の採材に協力するよう依頼する。
- (2) (1)の検査で、陽性が確認された場合には、次の措置を速やかに実施する。
 - ア 当該野生いのししを確保した地点の消毒の徹底及び必要に応じた通行の制限・遮断
 - イ 当該地点から半径10km以内の区域（以下「周辺区域」という。）に所在する豚等の飼養場所への立ち入り及び飼養されている豚等の異状の有無の確認（必要に応じた病性鑑定）
 - ウ (1)の消毒終了後少なくとも28日間、周辺区域で飼養されている豚等の所有者に対する豚等の死亡状況等の報告徴求及び感染拡大状況等を踏まえた移動制限
 - エ 野生いのししと豚等の接触が想定される周辺区域における接触防止のための畜舎出入口の囲障の設置、豚等の飼養場所における飼料等を、いのしし等の野生動物が接触しないように隔離及び保管すること等の、当該区域で豚等を飼養する者に対する指導
 - オ (1)の消毒終了後少なくとも28日間、当該野生いのししを確保した地点の周辺区域において、1の浸潤状況調査を実施する。
 - カ 野生生物担当部局に対し、(1)の消毒終了後少なくとも28日間、周辺区域における野生いのししの死体（狩猟によるものも含む。）は、焼却、埋却等により適切に処理することとし、現場に放置しないよう、猟友会等の関係者への協力要請を依頼
- (3) (2)の措置は、豚等での感染が確認される前に、野生いのししの死体又は猟友会等の協力を得て捕獲した野生いのししの抗原検査又は血清抗体検査で陽性が確認された場合であっても、同様に実施するものとする。

第17 終息

1 終息

県対策本部は、移動制限の解除とともに、CSFの発生が終息したものとみなす。

第18 県民の不安解消及び風評被害対策

1 情報提供

県対策本部は、風評被害を最小限に抑えるため、県のホームページに防疫措置状況及びQ & A等の本病に関する情報を掲載するとともに、報道機関等を通じて広く県民に情報を積極的に提供し、本病に対する県民の不安解消に努め、豚肉等の安全性を広報する。

2 相談窓口の設置

県対策本部は、県庁及び各家保等に相談窓口を設置すると同時に相談電話番号等を県のホームページに掲載し、県民の不安解消に努めるとともに、豚等に関する相談に応じる。

- (1) 豚等に関する相談窓口：県畜産課、家保
- (2) 消費者からの相談窓口：食の安全推進課
- (3) 豚等の所有者の経営支援相談窓口：各地域振興局又は各支庁農林水産部農政普及課
- (4) 経営・融資に関する相談窓口：各地域振興局又は各支庁農林水産部農政普及課
- (5) 県税に関する相談窓口：地域振興局又は支庁税務課
- (6) 中小企業者からの金融相談窓口：経営金融課

3 消費者及び豚肉取引業者等への対応

県対策本部は発生確認後直ちに、県内関係団体・市町村、各都道府県及び県内外の全国量販店・商業関係・外食産業団体等に対し、鹿児島県産豚肉等について安全・安心である旨について随時広報する。

4 イベント等の開催

豚等の集合を伴わないイベント等については、消毒の徹底により、本病まん延防止が可能であることから、県対策本部は本病発生を理由としてむやみにイベント等が中止されることがないように、周知・指導する。また、本病が発生している地域からイベント等に参加する者が参加を制限されるなどの不当な扱いを受けることのないよう、指導する。

5 メンタルヘルス対策

県対策本部は本病発生の際には、豚等の所有者をはじめ、防疫措置に従事している職員、発生地域の一般の住民等のために相談窓口を設ける。

また、状況に応じて殺処分された豚等の所有者を対象に心身の状態について電話や訪問による聞き取り調査等を実施するなど、心のケアに努める。

6 公共施設等における消毒マット等の設置

県対策本部は発生状況に応じて市町村，教育委員会及び関係団体等を通じ公共施設，学校，小売店舗等多くの人が集まる施設や場所において消毒マットを設置すること等により消毒を徹底するよう依頼する。

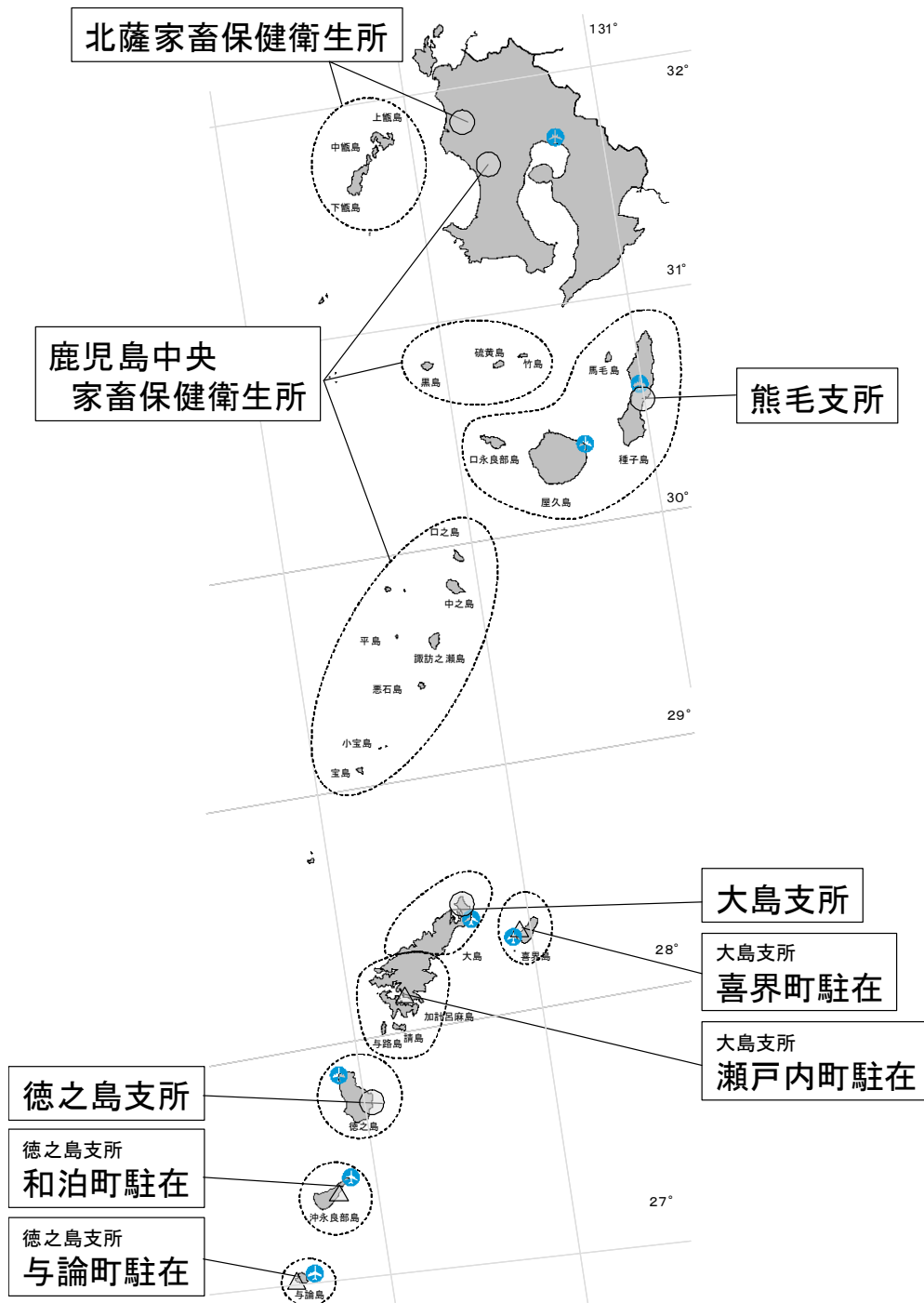
公共施設における消毒マット設置例



第19 離島における対応

1 管轄

離島の家畜保健衛生所と管轄



2 通報（届出）

家 保 名	電 話 番 号	管 轄 市 町 村
鹿児島中央家保	(099) 274-7555	三島村・十島村
〃 熊毛支所	(0997) 27-0036	西之表市, 中種子町, 南種子町, 屋久島町
〃 大島支所	(0997) 63-0045	奄美市（住用町を除く）, 大和村, 龍郷町
〃 〃 喜界町駐在	(0997) 65-0046	喜界町
〃 〃 瀬戸内町駐在	(0997) 72-0246	奄美市（住用町）, 瀬戸内町, 宇検村
〃 徳之島支所	(0997) 83-0074	徳之島町, 天城町, 伊仙町
〃 〃 和泊町駐在	(0997) 92-0043	和泊町, 知名町
〃 〃 与論町駐在	(0997) 97-2033	与論町
北薩家保	(0996) 22-2184	薩摩川内市（里町, 上甑町, 鹿島町, 下甑町）

3 組織体制（現地対策本部）

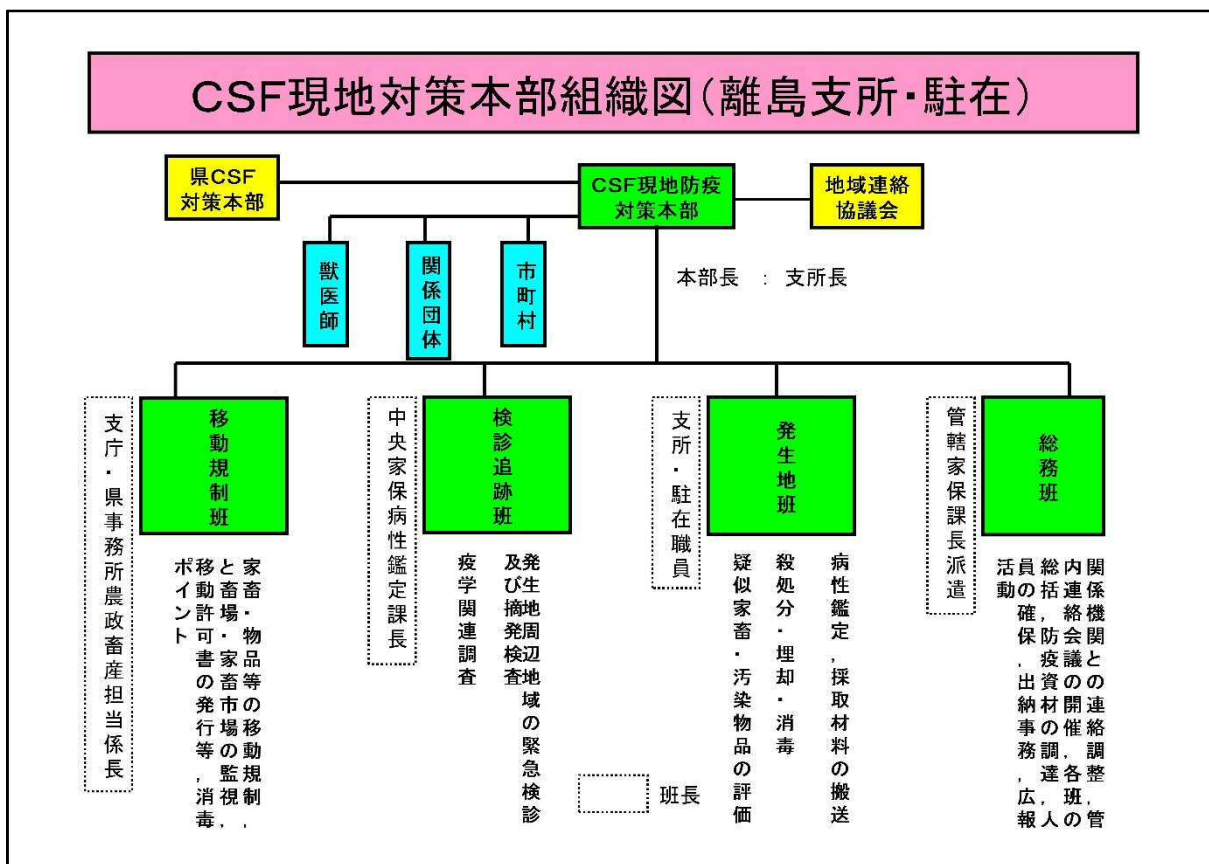
（1）現地対策本部の運営

離島における鹿児島中央家保各支所・各駐在においては、現地対策本部を設置する上で、防疫措置に要する人員が不十分であることから職員の派遣等によって補充するものとする。現地対策本部長については、各支所長を充てる。

現地対策本部の構成は総務班、発生地班、検診追跡班、移動規制班の4班とし、構成員は原則として次の職員等をもってあてることができ、状況に応じて本部長が変更できるものとする。

なお、三島村・十島村については、鹿児島中央家保が、薩摩川内市の甑島地区については、北薩家保が現地対策本部を設置するものとする。

ア 各班構成メンバー



班名	班長	防疫員	県職員	市町村	農協	共済等
総務	管轄家保課長派遣	○	○			
発生地	支所・駐在職員	○	○	○	○	○
検診追跡	病性鑑定課長	○		○	○	○
移動規制	支庁・県事務所農政畜産担当係長		○	○	○	○

4 動員体制

防疫措置従事者については、防疫措置従事者リストにより確保するものとする。

原則として防疫措置従事者については、各島内に居住する県職員、市町村職員、農協職員、農業共済職員、業者等から動員するが、家畜防疫員等の獣医師については確保が困難なことから、県対策本部で獣医師リストより確保し派遣する。

(1) 現地对策本部の人員の派遣

現地对策本部の本部長, 総務班長, 検診追跡班長については管轄家保等から派遣する。本病が否定できない場合で, かつ発症豚等が複数である場合, 又は発症後数日で群内に広がりがある場合等, 本病が強く疑われる事例については, 病性が決定するのを待たずに早急に派遣するものとする。

(2) 家畜防疫員(獣医師)の派遣

島内の県くらし保健福祉部の獣医師や市町村・農業共済組合獣医師の協力を依頼するとともに, 発生規模に応じて県対策本部が不足する人員を派遣するものとする。

ア 発生状況確認検査及び農場の防疫措置に係る家畜防疫員の派遣

緊急を要することから, 各家保職員から18名(3名×6家保)を病性決定後, 直ちに派遣するものとする。ただし, 発生規模や移動制限区域の農場数等に応じて人員は増減するものとする。

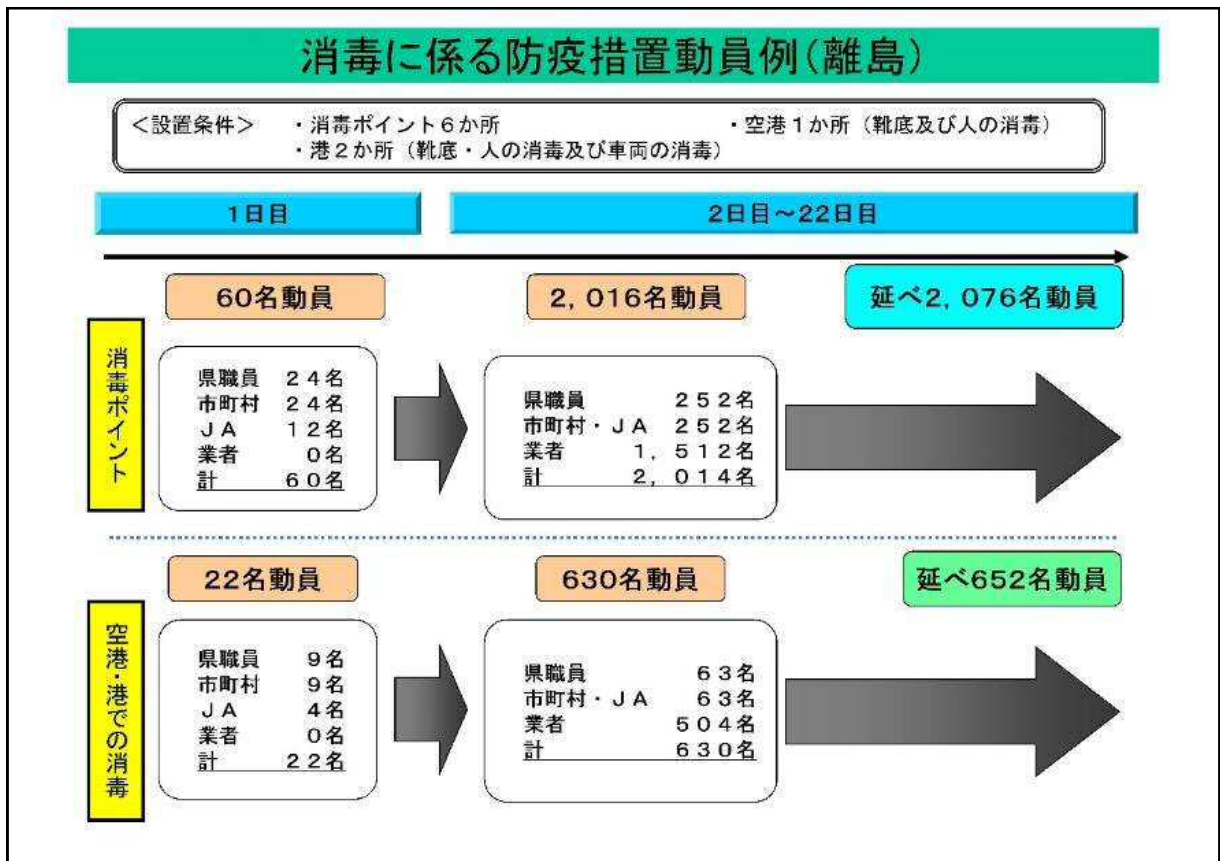
(1)のとおりに, 本病が否定できない場合等については, 病性の決定を待たずに派遣する。

農場での防疫措置に係る家畜防疫員が不足する場合は, 県くらし保健福祉部の獣医師及び県内の獣医師リストから選定し, 派遣するものとする。

また, 発生状況確認検査を実施した家保職員は引き続き農場の防疫措置等に従事するものとする。

イ 清浄性確認検査に係る家畜防疫員の派遣について

不足する家畜防疫員については, 県くらし保健福祉部の獣医師又は県内の獣医師リストから選定し, 派遣するものとする。



5 農場への病性鑑定立入検査

(1) 家畜防疫員の対応

- ア 家畜防疫員は、病性鑑定用資材及び消毒資材を携行して農場に急行する。
- イ 農場内へは、家畜防疫員1名と共済獣医師等の2名以上で立ち入る（採血、体温測定及び材料採取の際は、共済獣医師等の協力が不可欠）。
- ウ 臨床所見を中心に検査を実施する。
- エ 疫学調査を実施する。
- オ 畜産課への報告等の業務は、農場に立ち入った家畜防疫員以外の家畜防疫員が対応する。

なお、駐在の家畜防疫員が病性鑑定を実施する場合、畜産課への報告等の業務は、家畜防疫員から連絡を受けた支所職員が実施。

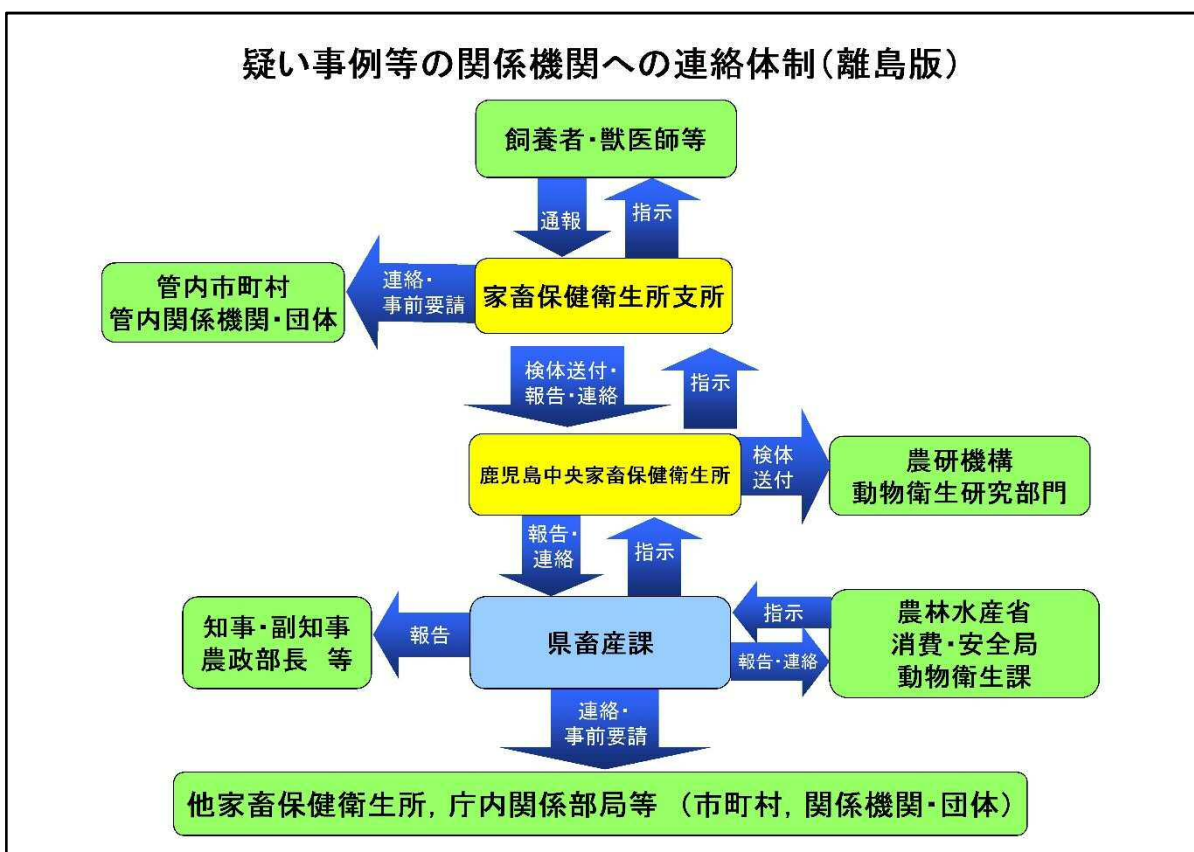
(2) 豚等の所有者の対応

- ア 家畜防疫員が速やかに臨床検査を実施できるように、豚等の保定等に協力する。
- イ 疫学等の聞き取り調査に対して、記録帳等の提出に協力する。

(3) 共済獣医師等の対応

- ア 臨床検査や体温測定時等の協力
- イ 採血及び材料採取時の協力

6 疑い事例等の関係機関への連絡体制



7 病性鑑定材料の送付

鹿児島中央家保への運搬は、事前連絡の上、空輸にて運搬する。検査材料の送付と同時に「異常豚が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）」[別記様式5，様式・資料編p32]をファクシミリ又は電子メールで送付する。

(1) 鹿児島中央家保各支所の対応

- ア 鹿児島中央家保各支所に待機する家畜防疫員は、県支庁（県事務所）・市町村に電話連絡し、あらかじめ登録しておいた検体搬送担当者の中から対応できる者の派遣を依頼する。
- イ 搬送担当者に規定の運送用容器、消毒用噴霧器、危険物貨物に係る「輸送申告書」を受け渡すとともに、搬送に係る留意点等（下記）を説明する。
- ウ 空港への到着時間、搭乗可能な便を確認し、県畜産課へ報告する。

【搬送に係る（搬送担当者の）留意点】

- 1 搬送担当者は、防疫服及び手袋等を着用し、検体を受け取る際は、消毒噴霧器により消毒を実施すること
- 2 検体を家畜防疫員から受け取る際は、農場内に入らないこと
- 3 農場内で採材を実施した家畜防疫員と携帯電話等で十分に連絡をとること
- 4 危険物貨物に係る「輸送申告書」、免許証等身分証明書（書類訂正の際に必要）、印鑑、空輸料金を携帯すること
- 5 空港貨物部において、「国内貨物運送状」を記入すること
- 6 貨物運送状の受付番号を家保支所に連絡すること
- 7 領収書を受領すること

※ 家保駐在の場合

- 1 家保支所職員は、市町村等に電話連絡し、あらかじめ市町村等が登録しておいた検体搬送担当者の中から対応できる者の派遣を依頼する。
- 2 規定の運送用容器、消毒用噴霧器及び危険物貨物に係る「輸送申告書」等の必要書類については、市町村等に保管し、万一の場合に対応できるようにしておく。
- 3 搬送に係る注意点等について、日頃から十分に搬送担当登録者に説明しておく。

(2) 県支庁（県事務所）・市町村の対応

- ア 検体搬送者に決定された県支庁（県事務所）・市町村職員は、農場外に待機して、農場で検体を採取した家畜防疫員から外装を十分に消毒した検体を受け取る。
- イ 検体を受け取った検体搬送者は、事前に家保支所で受け取った規定の運送用容器に検体を入れて空港へ搬送する。
家保駐在がある離島では、規定の運送用容器を常備しておく。
- ウ 検体搬送車は、農場の出発時間を家保支所に連絡する。

(3) 県畜産課の対応

- ア 検体を搭載する便を確認する。
- イ 鹿児島空港からの搬送職員を手配する。

ウ 到着予定時間を鹿児島中央家保に連絡する。

(4) 輸送経路及び時間

ア 危険物貨物の空輸手続きや貨物受取等に各約1時間を要する。

イ 航空便での搬送は、病性鑑定材料採取から空港到着までの所要時間を勘案し、随時決定する。

8 病性鑑定材料送付後の作業

病性鑑定材料送付後の緊急防疫措置等は、本土発生時と同様とするが、加えて以下の項目についても検討・実施する。

離島に係る輸送経路及び必要時間

	種子島	屋久島	大島	喜界	徳之島	沖永良部	与論
空輸手続き	60分						
各空港～ 鹿児島空港	35分	35分	55分	1時間10分	1時間	1時間5分	1時間10分
貨物受取	60分						
鹿児島空港～ 中央家保	1時間10分						
計	3時間45分	3時間45分	4時間5分	4時間20分	4時間10分	4時間15分	4時間20分

(1) 鹿児島中央家保各支所の対応

農場へ立ち入った家畜防疫員から受けた調査内容、状況等について県畜産課及び鹿児島中央家保へ逐次連絡する。

(2) 家畜防疫員の対応

農場へ立ち入った家畜防疫員は、直ちに農場内等の緊急防疫措置を実施するとともに初動防疫措置に必要な資材、人員等を算出し、家保支所へ連絡する。家保支所は、県支庁（県事務所）、市町村等に防疫措置従事者派遣等について協力を依頼する。

(3) 鹿児島中央家保の対応

鹿児島中央家保は、直ちに県畜産課と協議し、緊急防疫措置に必要な家畜防疫員等の派遣（人数、移動方法、宿泊先等）について検討する。

9 防疫資材、機材の準備

各防疫措置を実施する際に必要と考えられる防疫資材及び機材の確保については、本土発生時と同様の手順で実施するが、加えて以下の項目についても検討・実施する。

(1) 鹿児島中央家保各支所・各駐在の対応

農場の緊急防疫措置等が直ちに実施できるよう、消毒薬等の資材については、一部備蓄しておく。

○ 防疫措置に必要な資材の備蓄（例）

資 材 名	規 格	数 量
防 疫 服	LL サイズ	100
長 靴	27cm	10
ゴ ム 手 袋	L サイズ, 100 枚入	2
マ ス ク	—	100
ゴ ー グ ル	—	10
動 力 噴 霧 器	一式	1
電 殺 器	一式	1
デ ィ ス ポ 注 射 器	30ml, 50 本入り	2
パ コ マ	1L	15
消 石 灰	20kg	100
注 射 針	18G, 100 本入り	1
鎮 静 剤	マフロパン, 20ml 入り	2

(2) 鹿児島中央家保の対応

県畜産課と協議し、殺処分等の防疫措置を実施するにあたり、現地で確保できない資材、機材の確保に備え、その輸送方法（コンテナ、トラック等）について検討する。

(3) 県支庁（県事務所）の対応

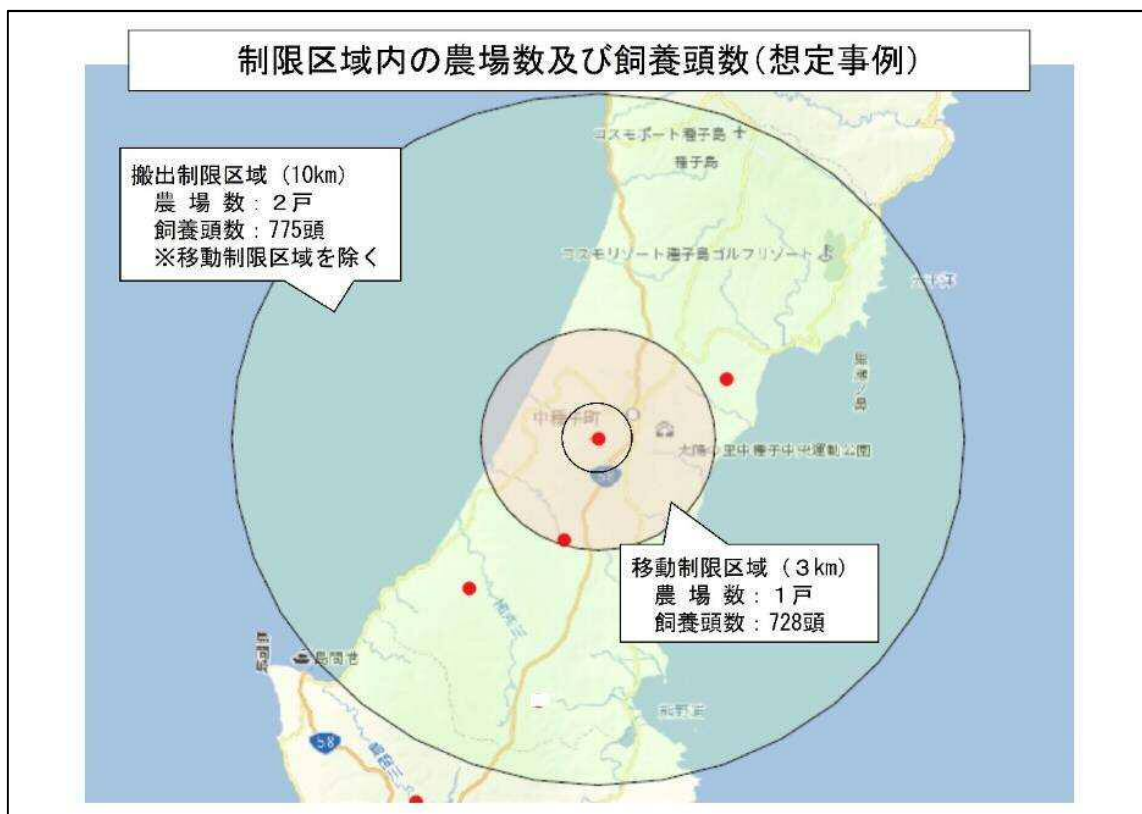
県支庁（県事務所）は、消毒ポイント設置の際は、その管理・運営を担うため、県畜産課、鹿児島中央家保各支所、市町村等と協議し、消毒ポイントに係る資材、機材の確保に備える。

10 制限区域の設定

制限区域については、離島の立地条件を勘案し、設定するものとする。

離島での制限区域設定に係る留意事項

- 1 地理条件や畜産業の分布状況等を勘案し制限区域の必要範囲を検討する。
- 2 制限区域の範囲・制限の期間は原則として本土発生時と同様とするが、離島という立地条件や発生状況等により、島内すべての地域を移動又は搬出制限区域として設定する必要があると判断される場合、県畜産課はその設定範囲について動物衛生課と協議する。



11 消毒ポイント予定地の選定及び人員確保

発生農場からのウイルスの拡散を防ぐだけでなく、島外への拡散防止のため、主要幹線道路とともに港などでの車両消毒作業ポイントの設置が必須となる。

離島での消毒ポイント設置に係る留意事項

- 1 消毒ポイントの設置条件は本土発生時と同様とするが、設定に際しては必要に応じて実地調査を行う。
- 2 畜産関係車両の道路の利用状況を踏まえ、島内幹線道路上に必要に応じて数か所を選定する。
- 3 消毒ポイントの稼働時間は原則として6:00~20:00とし、人員配置は1日2交代制とする。
- 4 フェリー乗降車両(畜産関係車両を主体に実施)を消毒するためのポイントを港に確保する。
- 5 通行制限又は遮断及び制限区域の範囲に限らず、島内すべての港で、フェリー(貨物船舶を含む)からの乗降車両を対象として消毒を実施する。
- 6 港及び空港乗降客に対しては、消毒マット、噴霧器等を設置し対応する。
- 7 港でのフェリー乗降車両の消毒については、深夜帯を含めフェリー寄港時間に合わせてポイントを稼働する。
- 8 20:00~6:00の時間帯は、原則として島内畜産関係車両の移動の自粛を要請する(市町村の協力のもと実施する)。

